

令和元年第2回京丹波町議会定例会（第3号）

令和元年 6月11日（火）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

- | | | | | | | |
|------|---|---|---|---|---|---|
| 1 番 | 岩 | 田 | 恵 | 一 | 君 | |
| 2 番 | 野 | 口 | 正 | 利 | 君 | |
| 3 番 | 坂 | 本 | 美 | 智 | 代 | 君 |
| 4 番 | 東 | | ま | さ | 子 | 君 |
| 5 番 | 村 | 山 | 良 | 夫 | 君 | |
| 6 番 | 谷 | 山 | 眞 | 智 | 子 | 君 |
| 7 番 | 西 | 山 | 芳 | 明 | 君 | |
| 8 番 | 隅 | 山 | 卓 | 夫 | 君 | |
| 9 番 | 森 | 田 | 幸 | 子 | 君 | |
| 10 番 | 山 | 田 | | 均 | 君 | |
| 11 番 | 山 | 下 | 靖 | 夫 | 君 | |
| 12 番 | 谷 | 口 | 勝 | 己 | 君 | |
| 13 番 | 北 | 尾 | | 潤 | 君 | |
| 14 番 | 梅 | 原 | 好 | 範 | 君 | |
| 15 番 | 鈴 | 木 | 利 | 明 | 君 | |
| 16 番 | 篠 | 塚 | 信 | 太 | 郎 | 君 |

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（20名）

町 長	太 田 昇 君
副 町 長	谷 俊 明 君
参 事	中 尾 達 也 君
参 事	山 田 洋 之 君
企 画 財 政 課 長	松 山 征 義 君
総 務 課 長	長 澤 誠 君
税 務 課 長	豊 嶋 浩 史 君
住 民 課 長	久 木 寿 一 君
保 健 福 祉 課 長	大 西 義 弘 君
こども未来課長	木 南 哲 也 君
医 療 政 策 課 長	中 川 豊 君
農 林 振 興 課 長	山 森 英 二 君
にぎわい創生課長	栗 林 英 治 君
土 木 建 築 課 長	山 内 和 浩 君
上 下 水 道 課 長	十 倉 隆 英 君
会 計 管 理 者	野 村 雅 浩 君
瑞 穂 支 所 長	山 内 善 博 君
和 知 支 所 長	藤 井 雅 文 君
教 育 長	樹 山 静 雄 君
教 育 次 長	堂 本 光 浩 君

6 出席事務局職員（3名）

議 会 事 務 局 長	藤 田 正 則
書 記	金 江 美 和
書 記	山 口 知 哉

開会 午前 9時00分

○議長（篠塚信太郎君） 本日はご参集いただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、令和元年第2回京丹波町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、10番議員・山田 均君、11番議員・山下靖夫君を指名します。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第2、諸般の報告を行います。

6月7日に全員協議会が開催されました。

本日の本会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可したので報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第3、一般質問》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は、通告に従い、順次発言を許可します。

最初に、谷山眞智子君の発言を許可します。

6番、谷山眞智子君。

○6番（谷山眞智子君） 改めて、皆様、おはようございます。

令和元年第2回定例会の一般質問を通告に沿って行います。

防災についてお尋ねします。

近年、異常気象による大雨や台風、そして地震と地盤が緩み、土石流やがけ崩れ、地すべりといった土砂災害が各地で起こっている中、京丹波町も昨年、和知上乙見地区で大変な事態となりましたが、適切な判断で人災に及ぶことなく第一次、第二次避難所になっております篠原体育館に避難されました。

そこで、京丹波町避難所一覧表を見ますと、一次避難所、二次避難所が同じ行政区が丹波地区に1カ所、瑞穂地区に5カ所、和知地区に6カ所があります。区外に避難される区があ

りますが、避難経路の安全性については確認されていますか。お伺いします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 皆さん、おはようございます。

今、仰せの件であります、避難経路につきましては、安全性が確保された公道を利用して避難できる施設というのを選定をさせていただいておりますから、現状では問題はないというふうに考えます。

しかしながら、災害時に避難というのは、先日も区長の研修会を開催しましたけども、安全といいましても、いつ避難するかによって大きく変わってまいります。特に、夜間の避難でありましたり、また危機が迫ってきた中での避難というのは、どうしてもこれは危険が伴うものでありますので、早目の避難というのが非常に重要であるというふうに認識をしておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 谷山君。

○6番（谷山眞智子君） 今お答えいただいたように、早目の避難というのが大事だと思いますが、和知地区のある箇所では、広瀬から安栖里区のほうへ避難していくという場合に、大きな道を行くんですけれども、そのところに大きな川が流れておりますので、そういう点についてやはり町としても注意をするようにとか、そういう指示とかはされていますか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 防災マップもお配りをしておるところでありますので、特に特別の指示というのはありませんけども、支持をしながらどこの避難所に避難するかを確認をいただいて、早目に避難をしていただくということをお願いをしたいというふうに思います。

○議長（篠塚信太郎君） 谷山君。

○6番（谷山眞智子君） 次に、区の中に一次避難所がないですが、防災マップで確認しましたところ、区内の安全な場所があるということがわかりまして、それが個人宅や空き家である場合に、避難所として持ち主に協力をお願いすることなどは考えられるんですが、そういうことに町としても協力していただけるかどうか、お伺いします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 避難所につきましては、原則として公的な施設を指定しておりますので、個人住宅でありましたり空き家などを一時避難所として指定をする考えは現在はありません。

○議長（篠塚信太郎君） 谷山君。

○6番（谷山眞智子君） 公的な施設とかになっているようなんですけれども、公的な施設が

どうしても土砂災害の地域に入っていたりとする場合に、安全に逃げるところと言ったらおかしいですけども、そういうのはやはり同じ区内にあってもそれはだめだということですね。

それとともに、そしたら新しい公民館をつくろうと思った場合に補助とかそういうようなものがありますか。お伺いします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 地区内で情報共有してもらおう中で、この家に集まっていたくというように、自治体内で一時的に避難されることは想定がされると思いますけども、それを町が避難所として指定をするというようなことは考えられないというふうに思っておるところでありまして、また、公民館の新設につきましては、本町で実施しております自治振興補助金及び一般財団法人自治総合センターで実施をしておりますコミュニティ助成事業が対象となるというふうに考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 谷山君。

○6番（谷山眞智子君） 3番目、現在、災害で一時避難したところに、一次避難所ですね。そうしたところに避難した場合に、区長を通して食料や飲料水を町のほうに請求して町のほうから運んでもらうということになっていますが、時によっては道路の寸断などによって行けない場合が出てくるかもしれませんが、その場合などを考えて避難所に1日から2日分の飲料水とか食料等の備蓄品を置く考えはありませんか。お伺いします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 一次避難所への備蓄品の配備につきましては、賞味期限、消費期限などの管理上の観点から、一括町で管理をしております、各旧町単位で必要に応じてその都度配布をさせていただいております。

なお、京丹波町自主防災組織育成事業補助金に基づいて、避難所や自主防災組織の活動拠点に配備をされます資機材、備蓄物資に対する補助事業をご活用いただけたらというふうに考えるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 谷山君。

○6番（谷山眞智子君） 今おっしゃったように、自主防災ということを町長のほうも言われておりますので、そういうことが各区で浸透するように、町のほうとしてもやはり啓発のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

次に、京丹波町に居住されている外国人は、2017年12月現在で165人です。在留資格は永住者、特別永住者、留学、技能実習生等ですが、特に技能実習生や介護に携わる方が増えています。防災や避難に居住外国人はどのように対応されているのでしょうか。また、

災害時の情報伝達はできているのでしょうか。お伺いします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 災害発生時には、スマートフォンなど防災情報をそれぞれ入手をいただくなど、他の住民の皆さんと同様の情報によりまして行動をいただくということになりますけども、今後一層、居住の外国人の方に対しても充実を図っていきたいと考えておりますので、関係機関等と連携を密にしながら、的確な情報提供ができるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 谷山君。

○6番（谷山眞智子君） 今、町長のほうから連携をとって啓発するとおっしゃられておりますが、技能実習生で来られている方で、国際交流協会主催の日本語学校に来られている方や、寮がある地区の自治会に入り、区の行事などに参加されている場合があります。それによって顔見知りであれば、災害時の情報伝達は少しはできます。

しかし、懸念するのは、交流協会や自治会にも入っていない技能実習生です。個人情報の関係でどの企業に技能実習生がおられるのかわからないのが実態です。技能実習生が増えてくる中、個人情報保護も大切ですが、命あってのものです。行政として企業への啓発や実態に即した国際交流協会との情報共有を考えていただきたいと思います。そして、事故が起こる前に行動していただきたいと考えておりますので、どのように町長のほうはお考えですか。お伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） もちろん関係機関の中には国際交流協会も入っておりますので、そういったところとも連携をしていきたいと思ひますし、事故が起こる前にというのはどういう意味なのかわかりませんが、災害が起こった場合には、当然、災害の被災に遭わないように、対処できるように情報伝達に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 谷山君。

○6番（谷山眞智子君） 次に、移住定住についてお伺いします。

全国の中山間地域では、過疎化、少子高齢化による区内の担い手不足が大きな問題となっています。京丹波町も同様、少子化の進行と相まって人口が減少しています。京丹波町の平成26年から平成30年の移住者は30件66人でした。町外から移住を決められる前に住まわれる地域の役員の方との面接が行われているそうですが、移住希望者と地域区民との関係にこういうことを決めておこうとか何か話し合いというものがありますか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 町とその地区での特別な決まり等は定めておりません。空き家バンクの活用や移住者からの相談に応じる際には、担当者から地域の実情を説明をして、移住が決まる前に田舎暮らしナビゲーターや地域の役員と出会う機会をつくりまして、各区の取り決めごと等は説明をいただいて移住の最終決定をいただいておりますというところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 谷山君。

○6番（谷山眞智子君） お互いに守りたいなというようなマニュアルのようなもの。ごく当たり前のことですが、顔を合わせたら挨拶しましょうとか、区の自治会には入りましょうとか、そういうパンフレットを移住希望者の説明のときにパンフレットとして一緒に加えることで、お互いに気持ちよく生活できるようになるということが必要だと思われます。やはり地域の役員と面接したときに、こうしてくれますか。ああしてくれますか。なかなか言いにくいということなんです。また、地域に入ってきた人がコミュニケーションのできる人もあれば、なかなか苦手な方もいらっしゃるので、そういうことでお互いちょっとでも交流ができるように、そういうちょっとしたパンフレットを一緒に渡していただけたら、面接のときにもどうですかということを探ねたり、区側としても探ねたりすることができるので、そういうことも考えていただきたいと思います。

2番ですが、これまで移住者を対象にアンケート調査を行ったり、受け入れ側の住民アンケートを行ったりされていますでしょうか。お伺いします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 現在のところ、定住後におけますアンケート調査を行ったことはございませんが、移住者を受け入れする地元の皆さんからの思いや考えをお聞きすることは非常に重要であろうというふうに感じております。

その方法として、アンケート調査もその1つではあるかというふうに思いますけども、田舎暮らしを希望される方や定住された移住者の方々からお聞きする機会が持てるように何らかの方法を検討をしていく必要があるというふうには考えております。移住を受け入れていただいた地域からは、地域概要書の提出をいただきまして、地域の情報把握に努めたいというふうに考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 谷山君。

○6番（谷山眞智子君） 今、町長の答弁の中に、アンケートとかも大切だというようなこともおっしゃっていただきましたので、今後、せっかく来ていただいて、何かいろんな思いもあると思いますので、1年ぐらいしたらアンケートをしていただく、そして、また、その地域に住んでおられる方についても、入ってこられたけれども、皆さんどうですかというアン

ケートをとっていただいて、それをもとに改善していくというのか、移住定住についてこういう部分はこうしたほうがいいなという改善策の1つとして使っていただくためにも、アンケート調査のほうを早目をお願いしたいと思います。

3番目ですが、竹野と質美地域に「京の田舎暮らしナビゲーター」がおられ、移住者が多いとのことですが、今後ナビゲーターを増やす計画をされていますか。お伺いします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 京都府より認定を受けた「京の田舎暮らしナビゲーター」は、平成30年度末で、竹野地区に3名、質美地区に2名おられまして、移住希望者の相談に応じていただいております。

本年度は、移住促進特別区域に指定をされております地域に呼びかけをし、瑞穂地区からは「梅田地域振興会」、和知地区からは「京丹波町北部振興会」、「上和知中部村おこし委員会」、「わち西部元気づくり委員会」、「和知中部連絡会」のそれぞれ1名の候補者を推薦いただきまして、合計10名の方にナビゲーターとして活動いただける体制づくりを整えております。

○議長（篠塚信太郎君） 谷山君。

○6番（谷山眞智子君） 今の町長の答弁で、前向きにいろんな地域のところでナビゲーターとして活躍される方を増やしていくということですので、これからますます入ってくるときに心配とか地域との交流のためにクッションとなってくれる方がいらっしゃるということは、地域住民も、そして入ってくる方々も安心して入ってこられると思いますので、進めていただきたいと思います。

それから、4番目ですが、「地域おこし協力隊制度」で来られた方の定住の割合はどうでしょうか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 地域おこし協力隊で京丹波町へ来られました該当者6名のうち3名が町内に定住をされておりますので、6分の3ということで50%ということになります。

○議長（篠塚信太郎君） 谷山君。

○6番（谷山眞智子君） 地域おこし協力隊として来られた方がこの地域を生活の場として希望されるということは、大変うれしいことであります。そのためにやはり地域もバックアップしていかなければなりませんし、町のほうとしてもその方々の生活が成り立っていくように、またバックアップのほうよろしくをお願いしたいと思います。

続きまして、丹波地域開発株式会社についてお伺いします。

平成30年12月議会での質問では、質問用紙について提出期限が遅れたため町長から一部回答をいただいたものの、十分に回答いただけませんでした。したがって、内容的には重複する部分があると思いますが、改めてお伺いします。

1番、丹波地域開発株式会社は設立当初、収支のつじつま合わせを行ったため、事業計画と事業実績がかけ離れ、高度化資金の返済に行き詰まり、公金投入のやむなきに至りました。これが実情ではないでしょうか。これは国の第三セクター等の経営健全化の推進等に関する指針が厳しく戒めています。この事実を隠してきた責任は誰にあるのか。十分な説明がないまま公金投入を行った責任は誰にあるのか、町長にお伺いします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 当初の事業計画でありましたり資金計画等につきましては、当時の中小企業事業団の事前診断を受けて、適切な計画であると認められたというふうに思いますし、その高度化資金の返済計画についても、毎年度、経営診断を受け、京都府の承認を受けて条件変更が行われてきたものであるというふうに理解をしておるところでありまして、先ほど言われたような実情であったというふうには認識はしておらないところでございます。

責任の所在ということでありますけれども、その事業自体は成り立ちでありましたり経緯、公益性の観点等から総合的に判断をして、町の責任として一定支援を行い、課題を解決する必要があるというふうに当時判断され、議会が議決されたというふうに認識をしておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 谷山君。

○6番（谷山眞智子君） 次に、昨年、第三セクター及び指定管理制度特別委員会の設置を求める決議が何の問題もない現在においては設置する必要があるとして否決されました。「味夢の里建設工事における前町長親族による下請問題」等、町政に対する疑惑と不信は何の問題もなく現在においては一掃されたと考えておられますか。お伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 味夢の里建設工事でありますけれども、これにつきましては、外部の委員も入れた中で適正な入札執行が行われたというふうに理解をしておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 谷山君。

○6番（谷山眞智子君） 次に、3番に行きます。

昨年9月に京丹波町長等政治倫理条例が制定されました。この条例は、第1条に開かれた民主的な町政に寄与することを目的とすると規定しています。これは、一種の情報公開制度であり、取り締まり法規ではありません。罰則也没有。条例制定の域は全てが調査請

求権に係っています。この条例では、調査請求権について選挙権を有する町民の総数100分の1以上の署名があることを要件にしています。当時の総務課長は、地方自治法第75条を参考にしたと説明されました。地方自治法には2種類の監査請求があります。総務課長の言う第75条の事務監査請求ともう1つは第242条の住民監査請求です。事務監査請求は、選挙権を持つ住民が行うものです。一方、住民監査請求は、外国人であっても、未成年者であっても、住民でありさえすれば1人でも行うことができます。京丹波町情報公開条例では、開示請求は1人でも行えます。開かれた町政を目指す町長等政治倫理審査請求についても1人で行えるようにすべきでした。監査請求について、なぜ第242条ではなく、第75条を参考にされたのか、条例の趣旨から言ってもおかしいのではないかと思います。また、常設の政治倫理審査会がなぜ設置されなかったのかについても町長の見解をお伺いします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 京丹波町長等政治倫理条例につきましては、町政に対しまして町民の信頼に応えるとともに、町民の町政に対する正しい認識と自覚を喚起し、開かれた民主的な町政に寄与するために、制定をさせていただいたところでございます。

町民の調査請求権につきましては、地方自治法第75条に50分の1以上という規定をされておる監査請求でありましたり、こうした類似の政治倫理条例、近隣でありましたり、先進市町の事例等を参考にしまして、本町と同規模の市町等におきましても100分の1以上の連署という運用をされているということもありまして、いろいろと検討を重ねた結果、現行の形で整理をさせていただいたというところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 谷山君。

○6番（谷山眞智子君） もう1つ、ここに、今質問しました常設の政治倫理審査会が設置されなかったのはどうしてでしょうか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 請求があつて設置をする審査会というふうになっておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 谷山君。

○6番（谷山眞智子君） いろいろ今質問をさせていただいて、町長の答弁をいろいろお伺いいたしました。その中で、いろいろ、ああそうだなと思う部分とちょっとという部分もありましたのですが、今回はこれで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（篠塚信太郎君） これで、谷山眞智子君の一般質問を終わります。

次に、岩田恵一君の発言を許可します。

1 番、岩田恵一君。

○1 番（岩田恵一君） それでは、お許しが出了したので、通告に従いまして一般質問を行いたいというふうに思います。短時間で終わりたいというふうに思っていますので、ご回答のほうよろしく願いをいたします。

1 点目の財政運営の健全化についてでございますが、本町でも人口減少が著しく、この1 年で大体500 人程度減少したのかなというふうに思っています。かなりのハイペースで減り続けております。このことは本町に限らず、全国的に都市部を除きまして過疎高齢化が急速に進展し、強いては、消滅自治体云々の議論まで世間では行われているような状況でございます。どうすれば生き残れるのか。他の市町との差別化ですとか特徴あるまちづくりの施策などを打ち出すものの、どこの自治体でも特効薬のない余り現状維持をしていくのが精いっぱいという、まさに大変な時代を迎えました。

国の都合主義の中での平成の大合併の効果をなかなか実感することなく、京丹波町としても13 年が経過したように思われます。自主財源も乏しい本町にとって、交付税頼みの予算体系の中であって、合併特例期間が終了することで特例措置も打ち切れ、大幅に交付税も減少し、予算編成も大変厳しい時代に入ってきたのではないかというふうに思っております。知恵と工夫で何とかといっても限界があるのは必至で、経常経費の見直しですとか縮減といっても、一方で、少子高齢化が年々進み、これに伴う扶助費や繰出金の増加は日に日に増し、財政支出を余儀なくしております。

こうした厳しい現状は、本年度予算での各種団体への補助金カットにもあらわれているのではないかと思いますし、災害復旧に係る手厚い補助体制、現行9 割補助で大変助かっておりますし、この財源につきましては、財政調整基金からの繰り出しで対応しているという状況でございますけども、こうしたことにも少なからず影響が出てくるのではとの不安も多くの町民が感じているところでございます。

こうした状況下において、今後の安定した財政運営計画の策定は急務であり、自治体のどこでも行財政改革を柱に持続可能で継続的な見直しを推し進める施策を計画に打ち出しております。

ちょっとここで先般の新庁舎建設に係る木材調達案件におきまして、私は反対の立場での意思表示を行ったわけですが、町内産木材をふんだんに活用すること、地域資源を生かすことは、総合計画にも示されておりますように、林業林産業の振興に一役を買うものとしては、何ら反対するものではありませんが、本案件を認めることは、すなわち、規模・構造を決めることにつながりまして、本体計画自体、基本計画を見直すことは今後困難であると

いうふうに私も判断しまして、そのままこの基本計画を実施設計に移行してしまうと。強い
ては、事業費の見直しもできないことになるものではないかという思いがございました。財
政運営を危惧いたしまして、先行きを心配する者として、規模についてさらなる見直しを進
めていただきたかったなという思いもあり、やはり周りの町民からは、何でそれほど金をか
けるんやという声とか、人口も減る中で、もっとコンパクトな庁舎でええんやないかという
ような声も結構聞こえておりまして、私を育てていただいた瑞穂支所も今回なくなるという
ようなことで、現状維持をしてほしいなという思いでありますとか、旧瑞穂町時代は保健福
祉の拠点づくりとして、保健福祉課と社協と一体的にあそこのセンターの中で作業をしてい
ただいて、町民に保健福祉の関係の窓口として対応してもらうというようなことでございま
した関係から、今の現状のままであってほしいなと。その体制をそのまま維持してほしかっ
たなという思いもございました。もう少し規模も縮小して、計画を見直していただきたあっ
たなという思いでございます。

昨年、町長が教育委員会を現状のままにと。人的廃止面から4億7,000万円を縮減し
たということで、さらに見直し費用を圧縮していくということを述べられました。大変私も
大いに賛同いたしまして、共感したわけですが、また、本年度当初予算におきまして、
私の質問に対しまして、予算額を上限としてさらに縮減に努めていくというような答弁がご
ざいました。さらなる見直しに期待もしておりました。

いずれにせよ、基本計画は議会の議決要件になっていないと。案件になっていないという
ことでございますし、議員それぞれ思いがあった中で、庁舎の特別委員会も設置して議論は
してきたものの、最終的には、執行部からの提案を議決という形で採決しなければならない
ということは非常に残念でございました。議会との合意形成、基本計画の賛否を問うような
形であつたらよかったなと。決まれば当然私でも反対ということはなかったというふうに思
うんですけども、そういうことができていればよかったなという思いでございます。議決を
されましたので、この件も含めて議会はもとより、執行部におかれましては、先般もおつし
やっておりましたけども、タウンミーティングで十分な住民の理解を得て建築していくとい
うようなことでございますので、このことで住民の理解が得られて、新庁舎が住民に喜ばれ
る施設であってほしいなということを切に願っております。

さて、本町におきましては、新庁舎建設とか、これから認定こども園、さらには船井衛管
にも火葬場の建設がこれから予定されておりますし、また、先般新聞に載っておりましたけ
ども、ごみ処理施設の建設等もございまして、大変大型事業に取り組んでいかなければなら
ないという中で、いかに住民サービスを低下させることなく、財政健全化に取り組んでいく

のか。その大きな岐路に立っている今日でございます。そうしたことの中で、町長の手腕に期待する声も大きいものがございます。ますます財政運営が迫る今日、当然、質問いたしますけれども、総合計画に住民の暮らしを守るということを行政の推進の柱として計画している中におきましては、町民は何より住民サービスの低下、各種補助金の削減という最悪のシナリオを危惧しておりまして、健全で安定した町政の推進、その道筋を打ち立てるためにも、議会と一緒に頑張って執行部ともども汗をかいていきたいとの覚悟の中におります。

そうした中、町長の見解と今後の財政運営に対するお考えをお聞きしたいというふうに思っています。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 町政の円滑な運営及び計画に基づきます事業実施を行っていくためには、財政の健全化に対する取り組みは必須事項であるというふうに認識をしておるところでございます。

現行、厳しい財政状況のもとで、喫緊の課題としては、実質公債費比率の抑制を図る必要があるというふうに考えておりますし、そのためには、地方債の償還額を減少させていく必要があります。まして、今年度、繰上償還等を実施する方向で検討も進めておるところでありまして、今後も逐次、目標設定をしまして、それに基づいた繰上償還の実施を検討をしており、基金の有効活用とあわせて、資金収支の健全性を確保しながら実施をしまいたいというふうに考えております。

また、合併特例債が終了することに伴いまして、より厳しい財政状況が続くということも予想されますので、さらなる事業の効率化、経常経費の縮減などの取り組み、本町の財政規模に見合った安定的な財政運営に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

先ほど、木材調達の件もお話されましたけれども、この件につきましては、木材調達を含む当初予算というのを議論いただいて、議員にも賛成をいただいた上でのことであつたのではないかなというふうに考えておりますし、一部誤解があるようですので、訂正をしておきますと、瑞穂支所をなくすというような計画はございません。瑞穂支所は存在をしますし、残してほしかったとおっしゃいますが、あの支所でずっと耐震もない中で事務をするということは非常に危険があるということで別の場所、保健福祉センターのほうに移して瑞穂支所は存続させるという考え方で現在作業を進めておるところでございますし、最後に、議会も一緒に汗をかいてというふうにおっしゃいましたけれども、もちろんそういったことで議会の皆さんにも協力をいただきながら、この危機を乗り越えてまいりたいというふうに考えており

ますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） もちろん瑞穂支所の関係は承知しております、大変言い方がまずかったかなという思いでございます。

経常経費の削減ですとか縮減、公債費比率を下げていくんだと。繰上償還をすると。繰上償還の財源はどこなんかなということでございますけども、今の基金でというのはなかなか難しいかなと思いますし、これもまた特例債の活用かなということで、かなり交付税措置をされますけども、これは全部借金でございますので、どうなのかなという思いでございますけど、償還を早くするということは大事なことだというふうに思っておりますし、そういうことで進めていただきたいなというふうに思っておりますし、本当に財政のほうも緊迫してまいりますので、お互いに十分議論しながら進めていければなというふうに思ってます。よろしくお願いしたいというふうに思います。

それから、2つ目の第二次京丹波町総合計画の進捗について。一覧表が進捗になっております。私のミスではなしに、事務局のミスでございます、大変申しわけないですけど、通告書は進捗ということになっておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

京丹波町が進めるまちづくりの基本的な方向ですとか主要な施策を定めた基本構想を実現するための総合計画が平成29年度に策定をされまして、10年間のスタートを切りました。平成29年度から令和4年度を前期計画といたしまして、3カ年の年次計画として策定し、3カ年ごとにローリング方式による進捗管理を行うこととしております。本町における最上位計画でございますし、まちづくりの指針として位置づけられる本計画に基づき展開される各分野における個別施策事業については、進行管理としてそれぞれの進捗状況等を各年度において的確に把握をいたしまして、各施策事業の目標を踏まえた達成状況の評価を行うこととしていところでございます。

こうしたことから、今年度末で3年を経過することになりますが、予算で示された施策との進捗状況はどうか。計画との差異はないか。また、達成状況はどうかについてお伺いをいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 第2次京丹波町総合計画は基本構想の計画期間を10年として策定をしております、この実現に向けまして、現在は6年間の前期基本計画に基づきまして、主要施策を推進をしております。

施政方針で示した施策と当年度において行っている事業についても、基本計画に定める基

本方針に基づきまして、前期計画の達成に向けて推進をしておるところでありまして、また、毎年度、事業ごとに3カ年の実施計画を作成し、総合計画審議会において進捗等につきまして確認をいただいております。出された意見等をもとに修正も行ってきたところでありまして、現時点で計画との齟齬というのは生じていないというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） 審議会の中で、毎年、この評価をすることというふうになっておりますが、この評価に基づきまして計画の見直しを行った施策とか、事業とかございましたらお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（篠塚信太郎君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 町長のほうから申しましたとおり、毎年度、総合計画に基づく事業計画、これが予算に計上させていただき事業と連動しております。そういった中で、毎年事業の評価をさせていただいております。達成度等につきましても、令和4年度の時点の目標値に向かって、毎年度、実績がどうであったかというところも含めて掲載をさせていただいております。

また、新規事業であったり改正事業、中にはあるんですけども、基本的には、総合計画の基本構想、基本計画の趣旨のぶれない中で、一つ一つ事業の中を点検、また、ご意見も審議会にいただく中で対応しておりますので、ここの基本計画にない事業が入ってくるとかそういったものについてはございません。あくまでもこの基本計画に基づいた実施計画並びに予算編成ということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） 総合計画の中身の関係で、特に京丹波町の基幹産業であります農業の関連についてですけども、農産物を観光資源として有効活用させ、京丹波町で食べる、買う、体験する。この3要素を構築いたしまして、食の里づくりによる地域経済の活性化を図ることが重要だといまして、特産の開発及び食のイベントを開催することで、京丹波町の最大の魅力であります食を積極的にPRしていくんだということが謳っております。このイベントというのは、食の祭典も指しているのではないかとこのように思っていますし、食の祭典も町の人口に匹敵するほどの集客ににぎわいを見せておられて、改めて京丹波町の食材の豊富さ、おいしさを内外にアピールし、その効果を実感するイベントであるのではないかと信じておりますけども、これが本当にそういうふうにメインで謳ってあるにもかかわらず、

本年度予算では大幅に減額をされております。その趣旨がわからないんですけども、計画に逆行した予算配分ではないかというふうに思うんですけども、この点についてどういう思いで予算配分をされたのか、お伺いをしておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 予算の関係でございますけれども、冒頭、議員のほうからもおっしゃっていただきましたとおり、非常に厳しい財政状況の中で安定した行政サービスを進めていくためには、一定のご理解をいただきながら補助金等々についての削減を平成31年度実施をさせていただいたわけでございます。こういった中で、何とか皆さんのご理解をいただきながら、踏ん張って財政状況を安定させて、またもとの形に戻れるように努力をしてみたいと考えておりますので、ご理解いただきますようによろしくお願いを申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） そのとおりだと思いますし、これを事前に聞いておきたかったなという思いなんです。実行の移す者としては。いきなりそういうことができましたので、やはりヒアリングをするとか、この予算で頑張ってくれやと。こういうことなんやということがあって然りやと思うんですけども、これがなかったからちょっと苦言を呈するように言わせてもらったんですが、ほかの補助金についても然りです。できるだけ相手とそういうヒアリングをして、こういう現状だということを言っていただいて、理解を求めていただきたいなと今後はお願いしたいというふうに思います。

また、総合計画を目指す将来ビジョンに日本の風土と自給自足的循環社会として地域資源を生かし、資源の循環、経済の循環、人材の循環、暮らしの循環をテーマとして掲げて策定され、中でもバイオマス事業を町内に普及促進していくこととして取り組んでいましたが、今後の事業展開はどうかお尋ねをいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 本町におきましては、平成28年10月に農林水産省や内閣府を初め、関係7府省共同で認定を受けた「バイオマス産業都市」構想によりまして、「自給自足的循環社会」の構築に向けまして取り組みをしておるところであります。

その核となりますのは、和知地内に整備をしました「地域熱供給施設」からの保育所わちエンジェルと特別養護老人ホームへの熱供給でありまして、そのエネルギーはバイオマスであります林地残材によるチップを原料としているところであります。

今後、当施設の安定稼働とともに森林資源の活用の取り組みによりまして、効果的効率的

な事業展開を研究してまいりたいというふうに考えております。

また、町内の畜産農家からの家畜ふん尿をバイオマスとして、メタン発酵施設の整備により排出されます消化液を「液肥」として利用し、町内外の耕種農家圃場へ散布還元することで、有機的栽培による高付加価値化への進展など、耕畜連携によります資源循環型農畜産産業も目指しておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） バイオマス事業、森林資源を活用すると。大変良いことだなというふうに思うんですけども、今、和知地域で稼働しております熱供給施設の実証を踏まえまして、今町長から答弁があったんですけども、今後、町内に同様の施設を整備していく計画はあるのかどうか。また、グリーンランドみずほもチップの関係の熱供給施設があるんですけども、この稼働状況と。それから、グリーンランドでの実証も踏まえて、同様の施設を町内に普及していく計画はあるのかお尋ねをいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 山森農林振興課長。

○農林振興課長（山森英二君） 和知で今展開しております施設につきましては、今後、他の地域で施設の建設を考えているのかというご質問ですけれども、今、チップの乾燥の状況によっては、うまく稼働ができていない部分もございます。従いまして、そういう部分を今試験的に一定の年月をかけて、どうすればうまく稼働していくかというのも今研究を日々しているところでありますので、こういうデータをしっかりと基づいて、それから次の展開をどうするかというのをまず考えていきたいというふうに思っております。

もう1つ、グリーンランドのほうですけれども、現在では、当初の感じでは稼働していないという状況ではあるというふうに認識をしているところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） さらに先ほどお話があったんですが、酪農が盛んな本町にとりまして、乳用牛のふん尿を活用したいということから、平成29年度から取り組んでいくというようなことでもございました。メタンガス発酵によるエネルギー化に取り組むんだということで、作業を進めるということでもございましたけども、これの進捗状況、また取組状況についてお尋ねをしておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 山森農林振興課長。

○農林振興課長（山森英二君） 2つ目の大きな柱であります家畜による地域エネルギーの創出ということでございますが、最終的にはメタンガスの発酵プラント等をつくっていききたいというような計画にはなっておりますが、その以前のまず京丹波町で今現在やっておりますの

は、液肥を町内で2カ所をお願いをしまして、その液肥による水稻等の栽培がどういうふう
に効果があるのかということで、今実証実験をやらせていただいているところであります。
このデータをもう少し分析をしながら、次のほうにつなげていきたいということで考えてい
るところであります。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） それでは、本町の約83%を占める森林資源をどう生かすのか。採算
性の悪化、経営意欲の低下、加えて高齢化や担い手不足など厳しい状況に置かれている林業
でございます。低迷化の脱出が見い出せないまま今日に至っておりまして、総合計画に謳わ
れた施策を加速推進させていただきたいなというふうに思っております。町内には、個人所
有者に限らず生産森林組合ですとか、私どもは支援団体に対しましたので、区の所有林とい
うことになるんですけども、あと財産区など林業にかかわる団体も農業について多いという
ことでございます。極めてその体質が厳しいという状況下にあることはご承知のとおりでござ
いまして、総合計画の果たす役割も大きくかかわってまいります。期待も大きいことから、
継続的な施策の取り組みを今後ともお願いしたいというふうに思います。

最後に、小学校再編についてでございます。

瑞穂・和知地域の小学校が統合再編されて久しいわけですが、丹波地域では3校
を維持継続してまいりました。学校運営については、地域特性を生かした創意ある教育課程
を編成し、特色ある学校づくりに努めるとの方針で、現状の小学校を維持継続して運営する
との立場で今日まで来たところでございます。

小規模校では、一人一人に目が届き、きめ細かな指導が行いやすい反面、多様な考え方に
触れる機会や学び合える機会、切磋琢磨する機会が少なくなるのではないかとと言われており
ます。

また、運動会や各種学校の行事についても、集団教育活動に制約が生じるというふうな状
況にもあるのではないかとということで、負の面も指摘をされているところでございます。

そうした中、年々、生徒数も減少していく中において、また、町財政も大変厳しい状況に
来ておりますので、そういった財政支出の面とか少人数におけるデメリットの兼ね合いと統
合再編してはどうかなという声も聞かれるようになりました、教育長の見解をお伺いしたい
というふうに思います。

○議長（篠塚信太郎君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） 本町におけます学校のあり方につきましては、それぞれの地域での

取り組みを十分踏まえまして、適切に教育効果を図るとともに地域にとの連携・協働の視点もしっかり見定めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） ということは、現状維持で推移していきたい。当面、今の学校を見守りたいという考えでございますか。

○議長（篠塚信太郎君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） ただいまのご質問ですけれども、現状の小学校維持継続するという立場で推移を見守ってきたいなというふうに考えております。

見定める視点としましては、適正規模の確保でありますとか地域創生の視点もしっかり視野に置きながら、本町の現状をしっかりと見定めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） ホームページとかも見させてもらって、評価とかの関係で、学力テストの状況が、小規模校がどうのこうのということはありませんでしたけども、特に、本町では、算数とか数学の学力に課題が見られるということでございました。これは点検評価報告書にそういうふうにあったんですけども、これは小規模校とかもう少し多人数校との差異というか、そういうのはなかったでしょうかね。

○議長（篠塚信太郎君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） ただいまの学力の関係ですけれども、小規模校だから高いとか大規模校だから低いというようなことではございませんで、それぞれの状況につきましては、学校ごとに課題はそれぞれ出ているというところがございますので、大きいから小さいからということで一概に学力が高い低いは論じられないかなというふうに思っております。

ただ、学力診断テストの結果を見まして、それぞれの学校、また学年の持つてくる子供たちの現状をしっかりと把握をさせていただいて、必要な手立てをしていきたいなというふうに思っているところでございます。

先日も京都府の学力診断テストの結果が返ってきたわけですが、ざっと見たところ、今議員ご指摘のとおり、やや算数の分野では力が十分育っているかという、若干課題があるかなという認識を持っておりまして、この点については学校と連携協力しながら、子どもたちの算数の力を高めていけるように努力をしてまいりたいなというふうに考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 岩田君。

○1 番（岩田恵一君） よくわかりました。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（篠塚信太郎君） これで、岩田恵一君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩します。10時20分までとします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時20分

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、東まさ子君の発言を許可します。

4 番、東まさ子君。

○4 番（東まさ子君） それでは、2019年第2回京丹波町議会における私の一般質問を行います。

まず最初に、高齢者施策について伺います。

3月議会に続きましての質問をいたします。

通所サービス事業「みんなおいデイ」の存続について、3月議会では、町直営を初め地域や民間の施設、マンパワーの活用も視野に入れ、利用者の皆さんと面談を行いながら、提案・調整を行いたいとされてきました。利用者の皆さんの存続の要請に寄り添い町はどのような対応をしてきたのか。また、利用者のその後の状況についてお伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 3月議会において、答弁をさせていただいたところでありますけども、利用者の皆さんと面談を重ねる中で、みんなで集まりたいでありましたり習い事がしたい、カラオケがしたいなどのご要望をお伺いをしたところでございます。

こうしたそれぞれのご要望をもとに、地域をはじめ民間の施設でありましたりマンパワー活用も視野に入れまして、協力いただける事業者や関係機関と協議や調整を行いました結果、丹波高原荘や下山集会所において、利用者の皆さんの主体性と自主性のもと、新たなサークルが発足をされました。

また、町内外のカラオケ喫茶店等に送迎をいただきながらカラオケを楽しんでおられるグループもあります。

こうした利用者の皆さん自身が役割を持って主役となりまして、アイデアを出し合いながら運営に携わっていただくということは、生きがいと健康づくり、そして、介護予防に何よりつながるものであるというふうに考えておりますので、町としても自主性を尊重しながら側面からの支援を続けてまいりたいと考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 利用者の皆さんの主体性のもとにいろいろとされているということでありました。これまでが介護予防という目的のもと、専門のスタッフのもとでいろいろと事業が行われてきたわけであります。実際、どれだけの皆さんが引き続いていろんなところへ行けているのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） みんなおいデイのほうに通所いただいていた方でございますけれども、実際に利用されておりました約40名の方のうち30名の方が先ほど言いました丹波高原荘であったり、また下山集会所、あとカラオケ喫茶であったり、介護保険のサービスに移行された方もありますけれども、30名の方が新たにそういったところに行っていたのと。また、以前から南丹市のほうのカラオケ店のほうに送迎をいただいて利用されてる方も引き続き行っておられるというふうにお伺いをしておるところでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 主体性のもとにいろんなことが行われているというのは、それはそれでいいのかもわかりませんが、あと10名の方が自ら行けないという方がおられるということでありまして、やはりそういう介護予防の観点からの事業がされているわけでありまして、専門のスタッフを置いてやっぱりきちんとしていくことが大切ではないかなというふうに思っております。事業所が撤退された理由というのは、いろいろと費用の問題とかあったようでありますので、町としてもそういう目先の費用を削減するというよりも、やはり全体的に見た場合、元気な高齢者の皆さんがいつまでも地域の中で活躍できるということのほうが、最終的にはいろいろと健康のまちづくりという点でも効果があると思っておりますので、やはりきちんと丹波高原荘でありましたり下山集会所に専門のスタッフを置くということは考えておられないのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 特段、専任のスタッフを置く予定はございませんが、地域包括支援センターのほうが開催のときにちょっと顔を出させていただいて、その中でご意見をお伺いしたり、状況を見守らせていただいと。常時ではないんですけども、そういったことをさせていただいてるところでございます。

それと、費用面に関してでございますけれども、先ほど削減ということをおっしゃられましたけれども、これにつきましては、ご承知のように、介護保険の総合事業のほうに位置づけを

しておりますので、そこでの国からの通知に基づいた単価設定でさせていただいてるということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 地域包括のほうからのぞいていただいているということでもあります。やはりそういうふうには行政のほうの様子を伺うというのが大切でありますし、やはり専門のスタッフを置くということが求められていると思っております。

あと、やっぱり行けていない人があるわけありますので、送迎の手配とか、行政が支援をするそういうことが大切なのではないかなというふうに思っておりますが、そういう点についてはどのように考えておられるのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 送迎の関係でございますけども、町直営でこれまでみんなおいデイのほうでお世話になっておりました通所型A事業につきましては、町直営でもやっておりますけども、それにつきましても、現在送迎はスタート時点からさせていただいております。事業全体の整合性というあたりで考えさせていただいておりますのと。

それと、また、こういったところに行っていただいている方についても、いろんな送迎の方法、バスの方であつたり、また、食事等についても移動販売車の手配をさせていただいたり、そういった面での支援をさせていただいてるところでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 介護予防・生活支援サービスがありますが、現行相当サービスと緩和型サービスA事業というのがありますが、それぞれこの事業に対する補助金は総合事業がスタートした時点と今現在とはどのようなになっているか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 平成28年3月末から、介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業を開始し、平成28年度より従来の予防給付から総合事業へと順次移行をして、平成29年度に完全移行となりました。

事業費につきましては、従来の訪問看護の通所介護に相当する「現行相当サービス」では、完全移行となりました平成29年度の実績と平成30年度の実績見込みを比較をして、これは金額が必要ですか。率でいいんですか。

（東委議員の発言あり）

○町長（太田 昇君） 2. 4%の減となっております。

また現行相当サービス以外の緩和した基準等によります通所型や訪問型サービスにつきましては、2. 6%の増となっており、総合事業全体では0. 6%の増となっておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 増となっているということではありますが、事業自体メニューが増えているということがあるかもわかりませんので、また詳しいことはお聞きしたいと思います。

続きまして、高齢者が地域でいつまでも安心して暮らしていくために、先ほどもありましたけど、移動手段の確保が重要になっていると思っております。対策を講じるべきと考えますけども、どのように認識されているのか。

また、地域包括の会議でありましたり、いろんなところで外出支援、福祉有償運送など移動手段の確保について議論がされているのか、お聞きをしておきたいと思えますし、町の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けるためには、移動しやすい環境づくりや多様な移動手段が選択をできるということは非常に重要なことであるというふうには考えておりますし、またそういったニーズも高いというふうに考えております。

町営バスをはじめとする地域の公共交通の利用促進を図りますとともに、公共交通を利用することが困難な高齢者の方に対しましては、通院等の移動手段確保として外出支援サービス事業を実施をしております、引き続き支援を必要とされる方が利用をいただきやすい制度として運営できるように、委託事業者等との連携を図りつつ、事業を推進してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 実際、みんなおいデイでも10人の方が参加できていないということでもありますので、移動手段の確保というのは求められているということでもあります。現在も社協でありましたり、クローバーでありましたり、あい愛もあるかもわかりませんが、やっておりますが、同じサービス事業を受けるために乗り合って行けるような移動手段については考えられないのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） まず、先ほどのみんなおいデイの10名の方ということでおっしゃっていただいておりますけども、それぞれの方のお話もお伺いをさせていただいてお

りますし、また、中には、ご自身で移動ができる方もいらっしゃるということで、まずご理解をいただきたいと思います。

それと、外出支援サービスにつきまして、料金体系等の関係もございますので、現在のところ乗り合いというようなことはさせていただいておりません。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 引き続きいろいろと皆さんの声を聞いて要望に応えるように支援をしていただきたいと思います。と思っています。

次に、臨時または非常勤職員問題についてお伺いをいたします。

平成29年5月、地方公務員法、地方自治法が改正され、来年度、2020年4月から会計年度任用職員制度が導入されます。背景には、特別非常勤及び臨時的任用で要件にそぐわない任用が広がっているために、任用権を厳格化するとしております。平成31年4月1日現在の本町の正職員数は、資料を見させていただくと271人、嘱託職員数が61人、臨時職員が183人でありました。会計年度任用職員制度の導入によって、現在の嘱託職員、臨時職員の任用はどのようなになるのか。影響についてお伺いをいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律によりまして、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件が厳格化をされまして、本町でも嘱託職員及び臨時職員のほとんどが新たに創設をされます会計年度任用職員制度に移行をすることになります。

会計年度任用職員には、改正法によります改正後の地方公務員法上、一般職に適用されます各規定が適用されることとなります。具体的には服務に関する規程が適用されますし、懲戒処分等の対象にもなるということでもあります。

また、採用にあたっては、できる限り広く募集を行い、採用試験または面接等により適正な人選が必要となってくるということでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 次に、各自治体、本町も2020年4月から任用制度が導入されるにあたり準備を進めておられると思います。ほとんどが任用職員に移行されるということで今伺いましたが、この制度の整備に向けて今どのような検討がされているのか。検討内容ともうそろそろ秋には職員の募集もされると思いますので、スケジュールについてお伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 現在、条例規則等に関しまして、変更点等洗い出しを行っている状況でございます。現状で行きますと、9月あるいは12月の定例会で改正する箇所につきまして、条例改正等につきまして、提案させていく予定というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 会計年度任用職員をフルタイムとパートタイムに分かれております。本町では、フルタイムとパートタイムというのは何を基準に線引きをされているのか。今現在わかっておりましたらお聞きをしておきたいと思います。待遇についてもお聞きしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） フルタイムとパートタイムの関係でございます。1週間当たりの勤務時間が正規の職員と同様の必要がある職について、フルタイムの会計年度任用職員として任用し、これより短い時間の職は、パートタイムの会計年度任用職員ということになります。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 今回のこの改正でフルタイム、パートタイムということになりますので、改正法は処遇の改善でありますので、フルタイムからパートタイムになるというようなことにはならないと思いますけれども、どのように考えておられるかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 現在お世話になっている方のそれぞれの事情等もございますので、そのあたりを考慮するなり、また、常勤職員の均衡を踏まえながら、今後そういったところは定めていく必要があるというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） フルタイムとパートタイムの処遇の中身というのはどのように変わりますか。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） まず、フルタイム、パートタイムでございますが、現在のところ、

フルタイムでありましたら給料でありますとか期末手当、退職手当、そういったものの制度改正になるというふうになります。パートタイムにつきましては、基本的に報酬ということでございまして、費用弁償、期末手当等が支給されるというようなこともあります。今まで取り扱ってきた状況は市町村ごとにそれぞれさまざまございまして、そういった整理を今回されるというでございまして、近隣の市町との整合性を図る意味でも、そういったところを参考にしながら本町なりの制度改正に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） これまでよりも待遇が低下しないように、取り計らうようにしないといけないと思っておりますので、求めておきたいと思います。

それから、この制度は、今もおっしゃられましたように、競争試験とか選考を経て任用することでお聞きしたわけですが、任期が採用の日が属する一会計年度内ということで最長1年ということになります。同一人が更新及び再度の任用も可能となっておりますけれども、更新しないということも片一方ではあるわけですが、更新するときにはどうされているかわかりませんが、任用の空白期間というのが設けられているということでもありますけれども、本町はどのようになっていますか。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 会計年度任用職員の任期でございしますが、その採用の日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で、任命権者が定めるということになっております。

同一の職務内容が翌年度も継続される場合に、平等な取扱いを原則としておりまして、成績など客観的に能力が認められることで、再度の任用は可能ということになります。あくまで任期の延長でありますとか再度任用という意味ではなく、あくまで新たに任用された者として整理されるべきものというふうにされているところでございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） そうすれば、更新の場合は、働けない空白の期間というのは設けないということですね。

それと、この制度によって改正の趣旨が適正な勤務条件の確保ということで、現状と比べて内容が改善されるということになると思うんですけども、この制度導入に必要な地方自治体への国からの財源というのは計画どおり入ってくるのかどうか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 先ほど来も待遇等につきましては申し述べたところでございまして、また、その導入に関する必要な財源措置ということでございますが、地方財政措置につきましては、多くの地方自治体からそういった要望がございます。そういったものを踏まえまして、国におきましても、所要額等の調査を行われておるところでございまして、今後も検討を進めていく予定とされているところでございます。

以上でございいます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） この制度の導入によってこれまで非正規で働いていた方は、正規の職員にはなれないということになるのかどうか。やはり正規の職員として必要な人数はやっぱりきちんと重要な行政サービスを行ってもらわなければならないわけですから、きちんと足りない部分は正規の職員を任用するというのが原則ですので、非正規職員の方はもう正規にはなれないということでもありますか。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 今現在、フルタイム、パートタイムでお世話になっている方がいらっしゃるんですが、そういった方につきましても、なれないということではなくて、うちが採用の募集をする場合に、現在のところ年齢等の規定はございますが、そういった条件にあった場合は、採用試験を受けていただいて正規の職員のほうにも採用をしていくというような流れになるかと思います。現在、フルタイム、パートタイムでお世話になっている方、それぞれの事情も違いますので、それに即した勤務形態を選択されているというような理解でございまして、そういった状況で必ずしも正規の職員になれないというような理解はしていないところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 次に、6億700万円の公金違法支出返還住民訴訟について伺います。

この訴訟で原告は、住民の生活のために使われる税金が違法に支出されたと訴えているところであります。そうしたことで、原告は、町長に対し、「寺尾氏と丹波地域開発株式会社を相手に6億700万円を町に返還させる裁判を起こせ。」と訴えているところであります。この訴訟は、公金支出の違法性を問うているのであります。寺尾氏は、経営者の責任として丹波地域開発株式会社を経営改善させ、公金投入を行わなくてもよい経営を行うよう努力する責務がありました。この補助金でありますけれども、やはり公益上、必要と認められるということが補助金の前提となっております。そうした点でここで問われるのは、経営が本当に適切に行われてきたのかということが問われております。あるキーテナントは、テナント

料が本当に低額でありましたり、また、キーテナントに会社が払っている借地料というのは本当に高額に温存されてきており、本当に経営努力をして適切な会社経営ができてきたのかということが問われているのであります。寺尾氏については、キーテナントの代表者でありましたし、丹波地域開発株式会社の代表者でありましたし、その後町長にもなられて、いろいろと指導ができる立場におられたわけでありましたが、そういう中で、本当にこの補助金の支出に該当しているかどうかということを住民はこの1つとして問うております。ですから、今回の質問でも、経営改善が不十分であったり、借地料が京都府の外部団体から見直しをするようにということで経営指導もされているのにもかかわらず、公金投入されるまで実施がされていなかったということで、本当に真にやむを得ない支援と言えるのかが問われております。経営改善がされたのかが問われております。補助金の要件に該当しているのかが問われております。公金は、地方自治法でありましたり、財政法でありましたり、また、セクターへの公金投入は、「第三セクター等の経営健全化に関する指針」でありましたり、「地方公共団体の財政の健全化に関する指針」、こういったところにきちんと該当しているかというのが問われているわけでありまして。たびたび質問をしてきているわけでありましてけれども、町長はどのように認識されているのかお伺いをいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 丹波地域開発株式会社に対します公金投入につきましては、総務省の指針等も踏まえまして、施設の公共性でありましたり、公益性の観点から支援が必要であるというふうに判断をされたものであると考えておるところでありまして、また本件につきましては、京丹波町議会において議決がされて支出がされておるものでありまして、地方自治法等に則って適正に決定されたものであるというふうに考えておるところでございます。裁判が行われているというのも承知をしておりますので、その司法の判断も見守ってまいりたいというふうに考えます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 当時の町長が判断されたということでありましたり、議会の議決があるということではありますが、今回の裁判は、太田町長を被告として裁判を起こしなさいということでは起こしているのであります。ですから、この補助金が本当に公益的な支出に当たるのかどうかということを町長自身が自分で判断しなくてはならないということです。そのためには、いろいろと資料もたくさんいただいていたわけでありましてけれども、町長自身がそれに目を通して、これは本当に経営努力もされて適正な会社経営がされてきたというふうにご感じておられるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 先ほどお答えしましたとおり、施設の公共性・公益性の観点から支援が必要であるというふうに考えられたというふうに考えておりまして、議会で議決をいただいたということで、違法性があるとまでは認識できないのではないかなというふうには考えるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） やはり、1つは、先ほども言いましたけれども、会社の代表者でありましたり、キーテナントの代表者ということで中身的に見ましても、テナント料はキーテナントということもあるかもわかりませんが、べらぼうに安いし、関連のテナントについても賃料が安く設定されているということで、本当に公益性が保たれているのかなと。丹波地域開発株式会社の中でそういうことになっており、本当に適切な経営ができてたと言えるのかということをもう1回、裁判の被告になっておられるので、しっかり目を通してまた回答をしていただきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） テナントの家賃がべらぼうに安いというご指摘でありますけども、テナントの家賃でありましたり借地料につきましては、これは恣意的な決定ではなしに根拠に基づいて、中小企業基盤整備機構とも協議を行って取締役会で決定がされたというふうに聞いておるところでありまして、恣意的に何らかの決定がされたものではないというふうに考えられるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 取締役代表であつたりするので、そこら辺の微妙なところもあるかなと思います。いろいろそういうところが私は問題の1つだと思っております。

それと、次にですが、丹波地域開発株式会社が駐車場用地としておりますサンダイコーに払っていた土地の借地料であります、平成26年12月議会の一般質問の中で、駐車場の見直しについて、家賃も下がるのであれば土地の賃貸借も連動するという答弁がありました。家賃は、当初坪当たり1万円でありましたので、それがいろんな条件などもあつたりしてかなり下がっているということで、平成26年の公金投入までの賃料ですけども、下がっております。やはりこういうふうな答弁もあるわけでありまして、家賃が下がれば借地料も見直しをするべきではないかなというふうに思っております。こういうこと1つにとっても、やっぱり経営が適切に行われていなかったということにならないか、見解を伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 先ほども答弁で申し上げたんですが、テナントの家賃なり借地料についても、これは恣意的ということではなく、根拠に基づいて株主でもあります中小企業経営基盤機構とも協議を行った上で、取締役会の議決を経て決められたというふうに認識をしておりまして、恣意的な決定ではなく、一定の手続によって決められたというふうに考えられるところでございます。

また、丹波地域開発株式会社に対しますこれまでの専門家によります経営診断報告書によりますと、全体的には、経営努力というものについても、経営診断書上は評価をされておりまして、公的な資金の投入によります支援も丹波マーケス事業のこれまでの経緯でありまして、地域に果たしてきた役割機能、公益性の観点を踏まえて必要な支援として議決がされたものというふうに考えられるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） ……は今本当に問われているのであり、引き続き問われていく問題だと思っております。

それと、議会でこういうふうに答弁をされているということがあるんですが、この答弁に対して、実際、そういう中身で会社ではされていないということですが、それについてはどうですか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 議会での答弁の内容というのは、議事録から読むだけでありますので、切り取った中での文章になりますので、これがどういう流れでどういうふうに回答がされたかというのはちょっと正確には理解できないところでありますので、確かにそういう家賃が下がるんだったら土地の賃貸料も下がるというようなことが答弁されてますけども、そういう答弁があったということは認識しておりますけども、それとどう関連するかというところについてはコメントは控えたいというふうに思います。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 引き続き訴訟の中で問われる問題であります。

次に、今年4月から施行となった森林経営管理法であります。林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るために、市町村を介して林業経営の意欲の低い小規模零細な森林所有者の経営を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで、林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村がみずから経営管理を行う仕組みを構築する必要があると法律はしております。森林経営管理法は具体的にどのような法

律なのか。森林所有者に対してはどうか。市町村の役割はどうかについてお聞きをしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 概要については、議員が申されたとおりかというふうに思いますけども、適切な経営管理が行われない森林について市町村が森林所有者の意向を確認をした上で、経営に適した森林を、民間事業者に経営管理を集積なり集約化をして、経営に適さない森林については、その管理を市町村が行うことで、適切な森林管理を実現をしていくということが求められておるわけでありまして、そういった森林所有者に適切な経営管理を行わなければならないという責務も明確化されたことも特徴の1つというふうに言えるかというふうに思います。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 今年から始まってのわけでありまして、具体的にこの法律を実行していくために、今町はどのようなことをしているのでありますか。今後どのようなことをしていくのですか。

○議長（篠塚信太郎君） 山森農林振興課長。

○農林振興課長（山森英二君） この法律で求めていますのは、まず、個人の所有の森林の状況を把握をするということでございます。全てにわたって町が管理をする。公的に管理をするということではなしに、これまで約10年間の個人山の施業がされてきたものなのか。また、そういうものがされていなかったものなのか等の基礎調査を今年度からそういうことをやっていくということでございます。そこからさらに町が管理をすべきかどうかを区分をして、そして森林所有者のこれからの山の管理をどうされるのかという意向を聞くということになっております。従いまして、森林管理システムにつきましての今年度から20年かかってその移行をしていくということになっておりまして、当初にその移行をして確定したものについては、林業の意欲ある方々に管理をするものについては管理をするというような形で、施業を随時、調査が終わったものから整理をしながら進めていくということでございます。従いまして、今年度からの調査を年度別にずっとやっていくということで、これから平成31年度についても、基礎的調査に入っていくというような状況になっているところであります。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 意欲と能力のある林業経営者につないでいくということでありますけ

れども、意欲と能力のある林業経営者というのはどういうことが想定されているのでしょうか。

○議長（篠塚信太郎君） 山森農林振興課長。

○農林振興課長（山森英二君） 例えば具体的に申しますと、日頃から町有林なり民有林も管理をしていただいて、京丹波町の山の状況をよく把握をしていただいております京丹波森林組合というのがそういう事業体の1つになろうかというふうに思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 次に、本町の森林面積であります。総数と内訳別、国有林とか、私有林とか、そういう内訳別をお願いしたいのと。

それから、民有林の人工林の面積がわかっておりましたら、お聞きをしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 山森農林振興課長。

○農林振興課長（山森英二君） 本町の森林面積でございますが、全体で24,834ヘクタールでございます。うち、スギやヒノキの人工林は、9,990ヘクタールで、約40%と
なっているところであります。

また、自然林は14,342ヘクタールでありまして、全体の約58%を占めているものであります。残りは竹林や無立木地となっているものでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） そしたら、今回、この法律の対象になるのは9,990ヘクタールが対象になるわけですか。

○議長（篠塚信太郎君） 山森農林振興課長。

○農林振興課長（山森英二君） そのように把握をしております。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） そしたら、この9,990ヘクタールの持ち主にいろいろと調査もされながら森林組合が経営意欲のある業者でありましたら、森林組合が9,990ヘクタールを20年間かけて伐採、植林、育林にされていくということになるんですか。

○議長（篠塚信太郎君） 山森農林振興課長。

○農林振興課長（山森英二君） 先ほどの面積の中で簡単に申しますと、これまで過去10年間にきちんとして施業計画を立てて山の守りをされているものについては対象外ということになろうかと思えますし、そういうことが全然されてない管理不十分な個人の所有森林については対象になっておるということでございます。ただし、その所有者の意向をもう一度確

認をして、そして町のほうに管理をとというような意向でありましたら、まずは町が受けるということになります。町が直接的には事業をするというようなことはできませんので、町を介して意欲と能力のある林業経営者に管理契約を結んで施業をしていただくと。そういう流れになってこようかというふうに思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 伐採して、植林して、育成するんですけど、森林組合に任せたら最後まで見てくれてということになりますか。全てがそういうふうになるんですか。

○議長（篠塚信太郎君） 山森農林振興課長。

○農林振興課長（山森英二君） 一応、管理をしてそれぞれの木の伐採適齢期のときに伐採をしたものの収入と支出の関係で収益が出たものについては、個人の方に還元をするということになるかというふうに思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 9, 990ヘクタールということでしたけれども、ダブるかもわかりませんが、作業道をつくって伐採、搬送できる山はどのぐらいあるのか。9, 990ヘクタールなのか。採算についても、伐採、運搬、植栽した残りの分については、生産者というか持ち主に利益が渡るということでありましたけれども、実際、そういう作業道をつくって、伐採、搬送できる山というのは、いろいろ分析システムみたいなものをされましたね。ずっと前に。航空から写真を撮って。そんなんでわかるんですか。

○議長（篠塚信太郎君） 山森農林振興課長。

○農林振興課長（山森英二君） まず、最初に、利益を還元するということですが、利益が還元できる状況であれば還元をするということになるかというふうに思っております。

それから、作業道につきましては、森林作業道は、間伐などの森林整備、木材の集積・搬出のための継続的に用いられる道として開設をするものでございます。この森林作業道の開設の目的に沿って、必要な場合に開設をするということでございます。

したがって、これから調査をしますので、どういう山を管理をしていくのかというのが不確定でございますので、そういう部分ではどこにどれだけの延長の作業道をつくるかというのは、今のところは未知数ということでございます。調査をして確定した後にはどういう作業道をつくることでコストが下がるのか。また、作業が効率よくできるのか。その辺を見極めて進めていきたいというふうに思っているところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） それから、50年生前後の主伐を進めていくということでこの法律で

はなっております。主伐ということは、短伐期の皆伐ということで広い範囲を伐採していくということでもあります。環境問題もいろいろと言われておりますけれども、このことによって環境への影響というのはどうなのか。長伐期多間伐の施業のほうが林業的にはすぐれているという人もあるということでもありますけれども、環境への影響についてはどうなのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 山森農林振興課長。

○農林振興課長（山森英二君） 木は生育立地と気象、地形、地質、土壌、標高など、多くの条件により成長が異なりますので、例えば50年生前後の森林を皆伐することにより環境への影響は一概には申し上げられないということでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 先日、常任委員会で安栖里の山を見させていただいたんですけど、植林がされてシカとかそういう害が出てくるので、網を張って防止柵がされていたわけですが、実際、皆伐をして、植林をして、成長していく段階において、きちんとそういうものができなかつたら山が皆伐によって丸裸になっていくというようなことにもなりかねないということでもあります。

また、一方、全国的にこういう法律によって事業が進んでいくということで、かなりの木材が市場へ出ていくわけであります。過剰になって木材の価格が暴落していくということにもならないか。国の進めていることですが、どういうことが予想されるか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 山森農林振興課長。

○農林振興課長（山森英二君） 昨日の隅山議員のご質問にもあったかというふうに思いますが、これは森林を所有しているところだけが努力をすればいいということではございませんでして、この税の配分の中で隅山議員も指摘をされておりましたけれども、森林を要していない都会のところがかなりの高額の配分がされるというようなことで、現在国のほうの考え方としてはなっております。

したがいまして、森林を所有しているところは適切な森林の施業を行う。そして、森林を所有していないところについては、森林のさらなる活用の促進を啓発も含めて図っていただくということで、この2つのことが両輪がうまく行くことを望んでいるというようなことでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 森林管理について聞いてきましたけども、引き続いて私たちも大切な

財産でありますので、損をしないようにしっかりとしていきたいなと思っております。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長（篠塚信太郎君） これで、東まさ子君の一般質問を終わります。

次に、山田 均君の発言を許可します。

10番、山田 均君。

○10番（山田 均君） ただいまから2019年第2回京丹波町定例議会における日本共産党山田 均の一般質問を行います。

少し声をからしておりますので、聞きにくい点があるかもしれませんが、お許してください。

今年7月に予定をされております参議院選挙、32の1人区のうち30の選挙区で野党統一候補の擁立が確認をされ、安保法制、戦争法の廃止など13項目に共通政策が合意をされました。画期的なことであります。市民と野党の本気の共闘を実現して参議院選挙に勝利し、安倍内閣を退陣に追い込み、新しい政治の扉を開こうと呼びかけています。共通政策は、市民連合からの政策要望を受けて、誰もが自分らしく暮らせる明日へととして、安倍政権が数の力で成立させた立憲主義に反する法律の廃止をはじめ、憲法9条改定反対や改憲発議をさせないこと。沖縄米軍新基地建設中止。普天間基地の早期返還。日米地位協定改定。原発ゼロ。10月からの消費税率引き上げ中止。所得、資産、法人の各分野における総合的な税制の公平化を図ることなど、国政の根幹部分での共通政策が合意されたことは、1人区での勝利に向けて大きな前進であります。前回になかったことであります。市民と野党の共同の力で憲法9条改定をさせない、原発ゼロ、消費税増税ストップなど、国民生活優先の政治に転換させるためには、安倍内閣の早期退陣以外ないことは明らかであります。町民の最も身近な町政は、常に周辺部の暮らしに目を向け、声なき声に耳を傾け、弱い立場に寄り添い、安心して暮らせるまちづくりが町政には求められていると考えます。

こうした立場から、日本共産党の山田 均は、次の3点について町長の施政方針についてお尋ねをいたします。

第1点目に、政治姿勢についてお尋ねいたします。

その第一は、新庁舎建設についてであります。

この一般質問の通告書において、新庁舎の完成というのを2013年3月というようなことを記載しておりましたが、これは訂正して2021年（令和3年）ということでございますので、おわびを申し上げておきたいと思えます。

その1つに、新庁舎建設の実施設計案と全体の事業費の算出については、6月下旬から7月上旬を予定している。この6月定例会の開会日に提案採決されました議案第46号の補足

資料、15実施設計についての中で明らかにされております。

また、実施設計のまとめに当たっては、主要材料の使用や耐久性の高い製品の使用等でコスト削減に努めるとしております。改めて道路拡幅工事や排水の整備など一体的に整備を進めるとされておりますが、いつの時点で事業規模や関連工事の詳細を住民に明らかにされるのか、改めてお聞きをしておきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 新庁舎整備事業につきましては、現在、新庁舎本体につきましては、実施設計に取り組みをしております、6月下旬から7月初旬にかけて行うということで、今議員がおっしゃったとおりでございます。

また、関連工事につきましては、概算額ではお示しをさせていただいておりますので、詳細額というのは、設計なり詳細が固まらないとなかなかわからないところでございますので、概算額では説明をさせていただいておりますけども、公表できる詳細が明らかになった時点で、必要に応じて説明をしてまいりたいというふうに考えます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 庁舎建設に伴って行います道路拡幅工事、排水路整備の内容については、まだわからないということでございますが、いつの時点で詳細内容は固まって住民に報告できるということなのか、お尋ねしておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 設計等が完了して、詳細が明らかになった時点でお示しをしてまいりたいというふうに考えます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 町長が言われるのは当然だと思うんですけど、その時期はいつ頃目途とされておるのかというのを改めてお尋ねしておきたいというのが1点と。

それから、この間、木材調達の議案が出されました。平成30年10月、そして平成31年4月、この6月ということになってるわけでございますけども、普通に考えますと、実施設計がされて、それに基づいて必要な資材を発注すると。当然の筋道と考えるんですが、実施設計も今もありましたように公表されないと。しかし、片方では、どんどん新庁舎に使う資材が発注されていくということになっておるわけですが、どういように理解をすればいいのか、あわせてお尋ねしておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 先ほどの時期につきましては、設計等ができ、その詳細が明らかにな

った時点ということで、繰り返しになりますが、そういうことであります。

それから、新庁舎の関係でありますけども、実施設計、今、細かく詰めておるところでありますけども、そうした中で、町内産の木材を活用して庁舎を建築するということで、木材の調達にはそれぞれ議員の皆さんもご案内のとおり、乾燥をするということで調達に時間がかかりますし、早急に部材を集めるということになりますと、非常にコストが高くなるというような特徴もありますので、これは先行をして発注をするということで当初予算等でもご理解をいただいて、先日、可決をしていただいたところでありまして、そういう考え方に基きまして先行発注をさせていただいて、これについては昨年の第1回目のときも補正予算を組んでいただいて、発注もさせていただいてるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 議会に提案されておりますので、経過としてよくわかっておるわけでございますけども、新庁舎建設基本計画書というのを平成29年ですけれども提出されまして、その中の事業計画という欄があります。46ページです。そこには新庁舎の整備スケジュールというのが記載をされておるわけでありまして。それを見ますと、基本設計と、そして実施設計を行って、その上で木材発注となっておるんですね。よく例に挙げられます京都府のトレーニングセンター、自然公園内にあるものですが、これも先日いただいた資料を見ておりますと、その建設スケジュールを見ても、設計、積算、図面調整と。そして10カ月後に木材調達の見積依頼、その1カ月後に議会に提案と。議会の議決後、木材の伐採、製材乾燥、加工、納入、こういう順序に進めたということになっておるんですね。当然、あわせて本体工事もされて、契約議決を受けて工事がされておるとというのがトレーニングセンターの流れでございます。京都府でも、また新庁舎の整備事業計画書のスケジュールを見ても、基本設計、実施設計を行って、その上で木材調達、見積、議会提案と進めていくと。いただいております基本の計画書を見ても、今申し上げましたように、順序としてはそういう流れになっておるわけなんです。これはなぜ基本スケジュールを無視して木材調達を早う確保せんなんということ。当然、当初からそういうことはわかっておったと思うので、当然それにそういうスケジュールは組んであったと思うんですけども、あえてそういう実施設計を公表しないまでに木材発注をどんどんしていくというのは、非常に基本整備スケジュールからいってもおかしいと思うんですけども、お尋ねしておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 先ほど来、町長の答弁にもありましたように、まず、基本設計を踏まえて構造部分のみ木材を今回調達しようということで、この間議決いただいた部分で

ございますし、また、詳細設計後にそういった設計に基づきまして、今後、造作物でありますとか、下地に使用する木材は別途発注するというような計画をしております関係上、そういった状況を踏まえて今後取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 私がお尋ねしているのは、平成29年に提出をされました基本計画の流れですね。今申し上げましたように、新庁舎の建設基本計画書というのは配付をされました。その中の事業計画の整備スケジュールでは、年度が違っておりますけども、平成28年、平成29年、平成30年、平成31年、平成32年となっております。このスケジュールでは、平成28年から平成29年に基本設計、そして平成29年同じ実施設計として、そして平成30年度から木材発注契約というように予定はなっておりますね。当然、それが普通だと思うんです。基本計画して、実施設計して、それに基づいて材料がどれだけ要るかということで発注をしていくというのは当然だと思うんですけども、この間、京丹波町がやっておるのは、実施設計はまだ詳細は作成中だと。しかし、必要な木材は発注すると。確保せんなんと。こういう説明なんですけども、もともとそこにはこのスケジュールと違いが明確に出てきてるわけなんです。どういうことでこういうようになるのかという点を改めて伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 基本設計、実施設計とも、実際のスケジュールから少し遅延をしながら進捗しておるところでありまして、そうした中で、この庁舎の問題、早期に完成をさせる、いつ災害が起こってもおかしくない状況の中で、しっかりと早期に完成をさせていくという中で、そういう木材調達の必要が出てきたので、議員の皆さんにご理解をいただいて、契約案件をお願いしたというような次第でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 提案されて、それを審議して、議決をするという議会でありますけども、本来は基本計画をつくっておるわけでございますから、それに基づいて進めていくと。当然、選挙もございましたし、いろいろなスケジュール的に遅れるということは当然あったと思いますけども、だからといって実施設計の内容を報告しないうちにどんどん進めていくというのは、これはまた本末転倒のやり方ではないかと、私はこう思うんですね。やはり発注が遅れたら、計画が遅れたら、ずらしていかなければ、これはもうやむを得ないと。私はこう思うんです。いわゆる完成時期を決めておいて、それでどんどんやっていくというやり方に私は今なっているんだというふうに思うんですけども、ここには大きな問題があるとい

うように思いますので、その点は指摘をしておきたいと思います。

2つ目に、京丹波町の現在の状況を見ますと、少子高齢化が進んでおりますし、人口も合併後に約2,000人も減少をしておるわけでございます。町が示しております京丹波町の財政見通し、平成30年から10年間の状況、実質公債費比率など出されておるわけでございますけども、平成30年は16.7%が実質公債費比率の数字が出されておりますが、平成が変わりましたので非常にわかりにくいんですが、令和2年ということは2020年になりますが、ここから18.5%になって多少の変動ありますけども、2027年（令和9年）でも18.7%という見通しが示されております。初めにいただいた数字と変わってきておりますし、いろいろ内容についての数字が変わってきておるという問題もありますけども、やはりそういう財政の状況になるということ、それから、特に基金ですね。いわゆる貯金。2018年（平成30年度）の残高は、38億1,500万円というのが数字で出されておりますが、9年後の2027年（令和9年）でございまして、4分の1の9億8,000万円という数字になっております。この間、町長もよく言われますけども、災害ということ。大きな災害があれば、たちまち資金不足になるおそれも片方ではあると思うんです。今、新庁舎建設に29億5,000万円、道路拡幅改良工事に6億円、排水工事に3億円、合わせますと38億5,000万円。これで決まったわけではありませんけども、こういう大きな金額。財政悪化などに直面しているという状況の中で、新庁舎建設というのは人口の規模とか、財政見通しとか、こういうものをしっかり見て考えるべきだと思うんです。町長は、災害で早く対応しなければならないと言われますけども、何年後を見通してこの事業規模などを考えて、新庁舎を考えておられるのか、あわせてお尋ねしておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 事業規模に関しましては、庁舎でありますので、将来的に必要な職員の数を現時点で正確に予測することは困難でありますので、新庁舎の規模を計画する上においては、現在の職員数なり新庁舎完成時の職員数の見込みから庁舎規模を算出している市町村が多くありまして、本町におきましても、現在の職員数を1つの目安としておるところでありますけども、しかしながら、職員に関しては、将来の自由度を高めるというようなことで、執務室については間仕切りをしない、なくした設計としております。

それと、庁舎の中に入ります議会棟でありますけども、議会棟につきましても、現状の16名の議員数で設計をさせていただいてるところでございまして。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 議会棟は多目的ということもありますので、当然そういうことは変

更はできるということだと思いますけども、職員数というのを基準にどうしてもするということになります。人口に比例して職員数を減らすということにはなりませんけども、やはり10年後、20年後の人口見通し、財政見通しをよく考えて、やっぱりしておくことが私は必要だと思うんです。そういうような考え方には立てないのか。だから、今あります支所や出先なども十分活用すれば、現体制の職員数でも、ここにおける職員数を対象にした建物でも十分対応できると思うんですけども、改めてお尋ねしておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） そういうことから、全部支所をなくすというようなことではなしに、支所をしっかりと残した中で、職員のしっかり仕事ができる配置の見直しをさせていただいたところでありまして、とはいえますものの、現行の施設を活用してという中に、耐震の全くないような施設を活用するわけには行きませんので、そういったことも考慮をして適正に配置をする中でその計画を検討をしたところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 3つ目に、町長の公約を見ますと、「新庁舎建設計画の規模・構造・工法・仕様を見直し建設事業費を削減」ということであります。先日、村山議員からも質問がありましたが、規模の見直しは一部されたと。構造はどうであったのか。工法はどうであったのか。仕様はどうなのか。それぞれどのように見直しをされたのか、伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 基本設計の策定段階からコスト縮減を最重視をして見直しをしておりますけども、構造につきましては、木材調達もありましたように、町内産の林業の振興も含めまして木造と、それから鉄筋コンクリート造、その両方の長所を生かして、地震におきまず横揺れ構造を鉄筋コンクリートで抑えて、そのほか必要に応じて鉄骨も含めながら設計をさせていただいたところでありますし、また、工法とか仕様につきましては、実施設計なり工事の手法の中で縮減をしていくということでもありますけども、いろんな面でコストのかからない方法で選択をしていきたいと思っておりますし、議会棟も含めてですけども、いろんな面でコスト削減を図ってまいりたいと。もちろん事務棟についてもですけども、できる限りのコスト削減に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 4つ目に、全国的な少子高齢化、人口減少傾向の中、京丹波町の将来人口の見通しを考えますと、税収入を見ても大きく増える見通しでもなかなか見えてきま

せん。京丹波町の財政見通し、今後のまちづくりを考えても、南丹市のように一度立ちどまって十分な時間をとって再検討する必要があるというように思うんですけども、その必要はないと考えておられるのか伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 現庁舎、ご案内のとおり、60年経っておるわけでありまして、これももう新庁舎の必要性というのはみんな理解をしながら先送りがされてきた課題というふうに考えておるところでございまして、60年経ったこの庁舎が老朽化はもちろんでありますし、一番問題なのは耐震性に問題があるということでもありますので、また、バリアフリー化などこの時代に応えた課題を解決をしていく必要があるというふうに思ってますし、来庁される皆さんにも不便をかけておるということでもあります。災害がいつ発生するかわからない中で、庁舎の進捗を立ち止まって考えるというのは、一方では、責任のない態度というふうに私は考えるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） もちろん新庁舎を建てかえるというのは必要だというのは当然だと思うんですけども、だからといって財政の問題も考えながら庁舎というのは考えていかなければならないと私は思うんです。災害というのは、当然、南丹市でも起きます。しかし、南丹市は、合併特例債も5年延長になったということで、時間をかけて検討する方向に舵を切られました。時間をかけてということですので、何年もかけてということではないと思いますけども、当然そうだと思います。新庁舎建設に30億円近いお金を投入するというのを一度立ち止まって十分な再検討が必要だというように思うんですね。災害対応は当然必要です。しかし、実際、住民の方を考えてみますと、民家の裏山が崩れそうになっても、崩れなければ復旧する補助金の対象にはなりません。災害を未然に防ぐこと。この支援が今本当に必要だというように思うんです。そういう面ではそういう助成制度を創設して、災害を未然に防ぐということこそ住民が求めている災害対策というように考えますけども、その辺の見解について伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 庁舎につきましては、そういう災害発生時に災害対策本部が設置されます。拠点になりますので、非常に重要であるというふうに考えておるところでございまして。経費の削減については、今後についても削減に努めてまいりたいというふうに考えておりますけども、議員が申されるような15億円でどうやって庁舎を建てられるのかについても妙案があればご教示いただきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 私、専門家ではございませんけども、その枠を決めて設計者に設計をさすということが必要だというように申し上げておきたいと思います。

第2に、丹波地域開発株式会社の問題についてお尋ねをしたいと思います。

1つ目に、丹波マークスを管理・運営する丹波地域開発株式会社の違法公金支出返還訴訟は、18回の口頭弁論が行われ、6月21日予定をされている公判で補助参加人である寺尾豊爾氏の証人としての出廷が協議をされる段階になりました。違法公金支出返還訴訟は、原告団である住民が京丹波町長に対して、丹波マークスに支出した公金は違法であり、丹波地域開発株式会社に対して6億700万円の返還を求める裁判であります。平成29年11月の町長選挙で丹波マークスへの公金6億700万円の支出は、第三セクターであってもおかしい。総務省が指針として出している第三セクター等の抜本改革等に関する指針からも経営責任や住民への説明、資料提供など不十分であったことは明らかであります。町長選挙で町民である有権者は、6億700万円の公金投入はおかしいと。税金の使い方は間違っているときっぱりと審判を出しました。

しかし、太田町長は、公金投入の経過の説明が不十分であっただけ、こういう立場で公金投入には何の問題もない。買い物弱者対策として必要だとして、裁判の中でも寺尾前町長の同じ弁護士でこれまで寺尾前町長が主張されてきた言い分をそのまま踏襲をされております。京丹波町の裁判を担当する責任者や担当者が同じであることから当然とは考えますが、太田町長は公金投入を審議した議事録、会議録、丹波マークスの開業前後の経過など当然熟読され、精通されていると思います。公金投入は、町民への経過説明が不十分であったほかには何の問題もなかったということなのか、改めてお伺いをしておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 昨年度のタウンミーティングでもこの件に関しては町民の皆さんにもご説明をしたところでありますけども、最大の問題点というのは、町民の皆さんに対して説明責任が果たされていなかったことにあるというふうには今も考えておるところでございます。十分な説明という中で、公金投入の議案が補正予算として執行されたということで、これは本来しっかりと議論を尽くして、当初予算でやるべきものであったかというふうに思いますし、その点では唐突で拙速な感じがするというふうにも今も考えておるところでありまして、町民の皆さんに十分な説明責任が果たされてなかったというふうに考えておるところでありまして、それは今もそういうふうに感じております。説明責任という意味では、昨年、タウンミーティングでいろんなことを説明をさせていただいたわけですが、その経過等

につきましても。町民の皆さんは初めて説明を受けたと。今まで聞いたこともなかったということでありますので、これは執行部も責任があるし、議員の皆さんにも責任があったのではないかなというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 2つ目に、旧丹波町が丹波地域開発株式会社に当初に背負わせた土地取得費用が経営の課題となっているという考えが主張されております。寺尾前町長の説明では、当時の中小企業事業団だけは土地を買うことについて渋りました。そのとき私は土地を買うことについて代表取締役会長の意思に沿って説明をしました。「会社というものは、土地とか不動産を一定有するのが普通の考え方ではないですか。」と事業団を説得した記憶があります。また、事業団からは、「全部借り物でやれ。」と指導を受けましたが、拒否をしたということで、代表取締役会長の意思に沿って事業団を説得したことを前町長の寺尾氏本人が議会でも説明をされております。この責任は重いですし、当然、経営者というのは責任があると考えます。

先ほどの答弁でも、いろんな決まり事、取締役会で議決をされて、経営が行われてきたということでございました。当然、その結果責任があると思いますが、その見解を伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 丹波マーケスの開業前に中小企業事業団から受けた事前診断の報告書におきまして、事業用地全てを借地で整備するということを示唆する指導意見等の記載は見当たらないところでありまして、当時実際にそうした指導があったのかどうか、あるいはその会社が拒否したのかどうか、そういう事実があるかどうかは存じ上げておらないところでございます。

また、その責任についての見解も持ち合わせていないというところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） また見ていただいたらいいと思うんですけども、平成21年第4回定例会の一般質問の中で、当時の寺尾町長が日本では不動産が唯一の担保なんだということで、明確に今申し上げたように答弁をされております。議事録にはないということでございますけども、当事者が言われておるということを申し上げておきたいと思います。

3つ目に、京都府から丹波マーケスの開業資金として、商店街整備等支援資金として12億3,800万円、無利子の資金として借り入れました。また、中小企業金融公庫を初め各金融機関からも借り入れをしております。債務者であり連帯保証人として当事者の責任はな

いと考えておられるのか、この点についても伺っておきたいと思います。

あわせて、6億700万円の公金投入時に提出された資料では、丹波地域開発株式会社の監査委員がテナントの賃料を未納し、未収金者の中の1人として報告をされております。会社の監査委員がテナント料を納めない。会社の決算などの監査は正常にできていたのか疑問に思うわけであります。第三セクターに公的資金を投入し、筆頭株主である町はどういう指導をして、役員の責任についてももっと明らかにすべきと考えますが、この点についても何の問題もないと考えておられるのか、伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 丹波マーケス事業の成り立ちでありましたり背景、あるいは高度化資金を活用した土地取得計画の経過等を踏まえていきますと、全ての責任が当時の丹波地域開発株式会社の役員なり借入保証人個人のみにあるとは言い切れなかったというのが、当時の判断であったというふうに考えるところでございます。

後半の部分については、確認をしておりますので、回答は差し控えさせていただきます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 出されている資料は目を通されたと思いますが、丹波地域開発株式会社の経営改善計画の中にそういうことが記載をされておりますので、目を通しておられると思いますけども、もう一度見ておいていただきたいと思いますし、当然、経営責任というのは、私は片方ではあって、第三セクターとしての町の責任も当然あるということはありませんけども、まずやっぱり経営責任というのをはっきりさすというのが、私は必要だと思うんです。平成26年当時の状況について、お尋ねしておるわけでございますけども、本当に十分な経営努力がされてきたのかというのは、今申し上げたように問われるわけです。本来、町長が公約に基づいてチェックをしたということでございますけども、本当に経営責任というのは、経営者としての責任というのは何かとられたのか。とられるようにされたのか、あわせて伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） この丹波地域開発株式会社につきましては、町が出資をしております第三セクターでございます、この施設に関しましては、町民の皆さんがご利用いただく部分では非常に重要な施設であるということで支援を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 常にそう言われるんですけども、総務省も出しておる第三セクター

への指針を見ても、経営責任はちゃんとあるということを明確に述べておるわけですし、それも平成26年の時点でそういう指針が出されておるわけですから、やっぱりそれに基づいて経営責任は経営責任として発揮させて、そして必要な支援をするということをやらなければ、何だったんだということになるわけでございますので、その点強く申し上げておきたいと思います。

4つ目には、丹波地域開発株式会社の経営というのは、毎年利益を出していると報告をされておるわけでございます。その内容を見てみますと、京都府から借り入れた商店街整備等支援金、いわゆる高度化資金の返済額は除いた決算が作成されております。といいますのは、毎年、8,000万円近く返済をしなければならないわけでございますけれども、それが返済ができないということで、変更してはどんどん次年度にその分を足すというような形で進めてきたということは明らかでございます。商店街等支援資金として、丹波マーケスの開店に向けて必要な資金として借り入れたわけでございますから、毎年、返済の予定額を条件変更して繰り延べをしておる。それは横に置いて経営は黒字だと。何の問題もないということに説明をされてきました。こんなやり方というのは町内の企業にも指導をしているということになるわけでございます。やっぱり第三セクターであるならば、町民に経営実態を正確に報告すべき責任があります。第三セクターとして、返済の条件の変更も説明もしない。こういうやり方で進めてきたわけでありまして、このことへの見解を伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） ご指摘のとおり、高度化資金は、当時の丹波マーケスの建設等事業運営に必要な資金として借り入れがされたものであります。償還計画に基づきまして償還されるべきものであるとの認識でありまして、町内の一般的な企業においても計画に基づいて償還をされているというふうに認識もしております。

今回、丹波地域開発株式会社のケースにつきましては、診断を行った専門家等も指摘をしておりますとおり、当時の行政において、第三セクターを受け皿として高度化資金を調達しない限り、土地開発公社からの先行取得用地を買い戻すための財源を見出すことが困難であったと思われまして、こうした行政側の事情からも高度化資金の借入規模が膨らんだことが起因をして、返済のための資金計画が困難に陥ったというのが、当時の判断ではないかなというふうに考えるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） ちょっと1点だけ申し上げておきます。

当時の寺尾町長は、年間の丹波マーケスの売り上げは1億7,000万円と。その中で、

8, 000万円も返済はできるわけではないということを明確にされておりました。もともと返済不能な経過をどこもが目をつぶって判を押したということになりますので、責任が本当にどこにあるのかということが本当に問われております。結果としては経営責任、判をついた人は経営者でございますので、あるんだということを強く申し上げておきたいと思います。

5つ目に、6億700万円の公金投入の原資です。財政調整基金を取り崩して公金投入に充てたわけですから。基金の本来の目的に合致しているのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 基金の処分につきましては、町財政調整基金条例及び地方財政法の積立金処分の定めによりまして、一般的規模を著しく超える特別の財源需要等によって財源に不測を生じたときにおいて、これらの目的を達成するために財政上必要と認める場合について行えるというふうにされておるところでございます。

こうしたことから、本町の円滑な財政運営を図ることを目的に基金を活用しておりまして、基金条例等の目的には合致しているものであるというふうに考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 基金条例第1条で、投資的経費、災害復旧、地方債の繰上償還その他特別の財政需要により財源に不足を生じたときとなっております。この財源に不足を生じたときというのは、これをよく見ますと、一般財源を投資しても、投入しても、不足する場合に充てるというように規定されているというように思うんです。だから、今回のように、6億700万円の全額をこの基金から繰り出して充てるというのが、この基金の趣旨や条例から言っても逸脱しているというふうに思うんですけれども、改めて伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 町の円滑な財政運営を図ることを目的に基金を活用する予算ということで、議決がされたということで、理解されたというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 私は、基金条例から逸脱しているということを強く申し上げておきたいと思います。

第2点目に、農業振興対策について伺っておきたいと思います。

消費者が求める安心・安全な農産物の生産が求められていると思います。京野菜を初め京丹波町の特産、ブランドである黒大豆など栽培面積の拡大にも力を入れておるわけですが、農家の高齢化が進んでおります。町内の優良農地を荒廃させないという点から言うと、やっぱり水稻栽培は大きな役割を果たしていると考えerわけですが、農家が継

続して生産費が賄える価格で販売できるということが非常に大事だと思うんですけども、京丹波町の基幹産業である農業、その中心となっている水稻栽培、これをしっかり取り組んでいくということが必要だと思うんですけども、やはり特別栽培米とか特色ある栽培で有利な販売が必要だと思うんですけども、販路の開拓など当然必要です。農林振興対策として強力に取り組む必要があると考えますが、考えを伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 水稻の生産振興としまして、主食用水稻なり加工用米の栽培は有効であるというふうに考えておりますし、また、安心・安全な農産物が求められておる中で、農家所得の向上が図られる取り組みとして、有機農法でありましたり特別栽培米など特徴のある栽培や食味へのこだわりや、販売方法なども考えていく必要があるというふうには考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） キヌヒカリが特Aという評価を受けておるんですけども、やっぱり販売はしやすいけども、農家の収入は特Aになったから値段が上がったということにはなっておりませんので、やはり農家の収入が増えるという取り組みが必要だということを強く申し上げておきたいと思います。

もう1点は、JA京都農協が瑞穂・和知支店の生産課を廃止しました。丹波支店に統合しました。この問題は3月の議会でも取り上げましたが、やはり生産意欲、農業振興にも大きな影響があると指摘をしたわけでございますけども、これについて2カ月が経過をいたしました。結果を見て何ら問題がなかったということなのか。問題ないと考えておられるのか、伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 基本的に、京都農業協同組合で決定をされた営業方法なり経営方針等につきまして、この場で私のほうからご意見を申し上げる立場にはないということでありまして、本町にありますJA京都の3支店の生産課が統合されたということでありまして、これについては営農指導や農機修繕、購買部門の取り扱いなど、アフターケアの対策も講じてJAの責任においてその対策が考えられるべきであるというふうに考えておりまして、そうしたことによって、町内農家の農業振興への影響が最小限にされるべきであるというふうに考えておるところでございます。

また、統廃合には関係なく、町内農家の生産振興に係る諸課題というのは、農林振興課を中心に農業公社の取り組みや各種農業振興助成制度の活用など、あらゆる施策の導入により

まして解決を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） やはり必要なことは町長ですので、農協であれ、どの団体であれ、町民の営業・暮らし、そういう立場から必要なことは申し入れるべきだという点を申し上げておきます。

聞きますと、和知では、独自に生産支援の取り扱いを委託を受けてやられておるということでございます。期間限定とありますが、それぐらい影響が大きいんだという点も申し上げておきたいと思います。もっと町民に寄り添うべきだという点も申し上げておきたいと思います。

3点目に、非核自治体宣言についてでございます。

京丹波町が宣言をしております非核自治体宣言、その内容をご存じかと思えます。これについて、やっぱり宣言の内容を尊重して実践していくべきだと思いますが、町長の取り組む姿勢、内容について伺っておきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 「非核平和自治体宣言の町」としまして、毎年8月には本町と支所に懸垂幕を掲げるなど、住民の方々に非核・平和の大切さを広く啓発をしておるところでありまして、今後におきましても、宣言の内容を尊重しまして、戦争や紛争のない平和な世界の実現に向けまして、本町としてもさまざまな取り組みを推進してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） ぜひ具体的な取り組みを進めていただきたいと思いますし、モニタメントの設置など当然行っていくと。こういう立場で進めていただきたいということを申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（篠塚信太郎君） これで、山田 均君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩します。午後1時15分までとします。

休憩 午後 0時02分

再開 午前 1時15分

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、北尾 潤君の発言を許可します。

13番、北尾 潤君。

○13番（北尾 潤君） それでは、議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をさせ

ていただきます。

午後、残り僕 1 人なので、僕のために集まっていたいたと思ったら少し緊張するんですけど、しっかりとやっていきたいと思いますので、お願いします。

まず、行政と京丹波町国際交流協会との連携についてというのと。あと、地域おこし協力隊について質問をしていきたいと思います。

グローバル化が急速に進む社会情勢に加えて、経済に影響を及ぼすレベルでの深刻な人手不足に対応するため、国は本年 4 月より特定の産業分野に外国人労働者及びその家族も受け入れる「特定技能」制度の運用を開始しました。

本町においても国際結婚の家庭や外国人研修生・労働者が増加し続けることが見込まれるなか、文化や習慣の相互理解の欠如による揉めごとや事件・事故を未然に防ぐことが必要だと考えます。

本町在住の外国人の人数をお願いします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 令和元年 5 月 31 日現在でありますけども、173 人となっております。

○議長（篠塚信太郎君） 北尾君。

○13 番（北尾 潤君） 僕がこの質問をしようかなと思って調べたときが 167 人だったので、それからもう 6 人増えてることになります。町民の 1% 以上になる計算です。

それでは、本町在住の外国人の増加は、本町にどのような影響がありますか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 本町におきましても、少子高齢化等によりまして、企業が人手不足になってるというようなことも聞いておりますし、そうした企業の人手不足の解消でありましたり、また、町内の人口の増加にもつながってくるかなというふうに考えておりますし、また、在住の外国人の方が増えることによりまして、幅広い分野で交流が深まるとも考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 北尾君。

○13 番（北尾 潤君） 人手不足、人口増加、あと交流が深まることがいいことだとありましたし、また、よくテレビとかで言われてるのが、治安が悪くなるのではないかなとかそういう悪い部分のことも言われています。今、町長がおっしゃられましたように、町内の人材不足を本当に助けてくれています。この町は、働く場所がないから企業誘致をといいながら人材不足なんですね。その足りない労働力をこれがよいかどうかは議論のあるところですが、

少なくとも現在若い労働力として本当に助けられています。労働力という言い方が本来の趣旨からすると間違いで、技能実習生はこちらの技術を本国に持ち帰るという趣旨のもと、ほぼ最低賃金で働いていただいているので、勉強しに来てるといって本来そういう趣旨だったのが、今は完全な労働者として扱われています。さすがに国のほうもやってる制度趣旨と実際内容が違うなということで、今度、特定技能という制度で、ちゃんと日本人と同じような賃金を払って働いてもらおうと。これが今のところ35万人ぐらい見込まれているんですけど、まだ人材不足が2025年に700万人だったか、600万人だったか、そのぐらいなので全然これでも補えないんですけど、とりあえず日本人と同じような待遇で、働くために来ていただくということで、特定技能というのを置きました。本当に助けられているんですけど、町内の企業、町民が勤めに行ってる町外の企業でも助けられてますし、外国人の労働者がなくなったらやっていけないところがたくさんあります。

町内の介護施設の理事長の話を伺ったときがあるんですけど、日本人と比べてどうですかと聞いたところ、最初はすごく抵抗があったんだけど、すごく真面目にやってくれと。日本人は仕事として、作業としてやってる部分が多いなと。自分もそうだなと思ってたんですけど、外国人は普段からにこにこしてて、そうすると、介護施設の職業柄というか作業だけではなくて、にこにこして人と接するというのがすごく大事なんだと。改めて自分もそういうふうに関心したというほど精神面ですごく頼ってるんだなというのも伺えました。

また、173人の外国人が本町に住んでることによる経済効果、家賃が発生してたりとか食費、あと生活用品、水光熱費なんかも本町の経済効果として今もありますし、また、今後が増えるとしたら見込まれます。

また、町長が最後おっしゃられたように、子どもたちにとってもグローバル化が進む中で、まずは近くに住む外国人とコミュニケーションがとれる。文化・習慣の違いを知ることができる。大人になったときに違和感なく国際社会に多様できる。そんな子どもに対しての影響があります。

それでは、本町在住の外国人からの生活・習慣にかかわる問題の相談実績があったのか。

また、あるとしたら、具体的にどのようなものがあったか、お伺いします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 相談につきましては、小学校の入学に係る相談があったというふうにお聞きをしておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） もう幾つか出てくるかなと思ったんですけど、小学校のことで言う

と、すごく大事な問題かなというふうに思います。心配の1つとしては、子どものいじめの問題があるかなと。日本人同士でもいじめが大きな問題となってるのに、見た目や言語または全く日本語が話せない子どもがいた場合、いじめられる対象になりやすく、また、問題が見えにくくなることも予想されます。これに類するような相談はありましたか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 承知をしておらないところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） すみません。具体的な例を知ってたわけではなくて、本当にこれから多分問題になってくるだろうと思われる部分があるので、しっかり気をつけながら、日本人のいじめでさえ防げなかったりするんで、外国人は特にいじめの対象となりやすいだろうと思うので、対応していただきたいなというふうに思います。

また、今、子どものことを言ったんですけど、大人からの相談もすごくあるのではないかなと思うんですけど、ないということでちょっとびっくりしました。

では、問題となりそうな習慣やルールなどを、行政から特別に指導・教育することは、でも、今、聞いた限りなさそうだったんですけど、どうでしょうか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 行政サイドから特別に指導とか教育というようなことを行った実績はありません。どういったことが問題になるかの把握も含めて、今後、国際交流協会と関係機関と連携を図りながら取り組みを進めていく必要があるのかなというふうに考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） どんな問題があるんだろうというのを気にすることがすごく大事だと思いますので、僕らも含めてすごく謙虚にこの辺は考えていかなければいけないかなと。今ないからいいやではなくて、これから多分あるだろうと思いながら考えていかなければいけないかなと思います。

先ほどから申し上げてる技能実習生で、国別の受け入れ人数で一番多いのがベトナムで40%近いです。30%だったかな。その次、中国が35%で、この2つの国で4分の3を占めてます。ベトナムが一番多いので、僕、ベトナムに去年2回ほど首都のホーチミンに行ってきたんですけど、ホーチミンというのが人口が842万人。人口密度が4,000人。1平方キロメートルに4,000人が住んでる市です。これがどのぐらいすごいかというと、京丹波町の90倍の人口密度なので、京丹波町は3万平方キロメートルですかね。ここに120万人が住む感じになります。もちろん森とかは全部含めて、山を含めて120万人が住

んでるような計算になります。そんなホーチミンから来る人たちがすごく多いです。ちなみに、ホーチミンの高齢化率というのを調べたんですけど7%ですね。だから、ほとんど若者ばかりの都市で、そこから日本に來ます。ホーチミンに行ったときに、若い国だけあって、みんなバイクに2人乗り、もしくは子どもを乗せて3人乗り、4人乗りとかしてるような感じで、道路を埋め尽くしてます。すごい数のバイクで、日本のスズキとか、ホンダとか、カワサキがすごく人気があって、ほとんどみんなそれに乗ってるかなというぐらい乗ってます。そのとき気になったのが、絶えずクラクションが鳴りまくっているというか、ずっといろんな方向からクラクションが聞こえてきます。日本では、クラクションは基本的には、「おい、気をつけろ」ということで鳴らすことが多いです。言い方はいろいろあると思いますが、優しく言ったりとか、強く思ったりとかであるんですけど、クラクションは基本的に「ありがとう」もあるけど、基本的には「気をつけろ」とちょっと強い感じで言うことが多いんですけど。だから、ホーチミンに行ったときに、クラクションが鳴りまくってるので、すごくいろんなところでもめごとが起きてるのではないかなというふうに思ったら、みんな普通ですね。1回目行ったときはわけがわからなかったんですけど、2回目行ったときに見てみたら、「今から行くよ。ちょっとごめんね」みたいな感じで鳴らしてるのが、こっちから見たらけんか売ってるようにしか見えないという感じのそんな状況でした。多分、行かれたらみんな気になるのではないかなと思います。

一方で、日本に來た技能実習生は、自転車で移動することが多いです。日本の交通ルールを知らないと、例えば、高齢者にぶつかったりして大きなけがを負わせてしまったときに、日本では多分ベトナムでは考えられないぐらいの高額な賠償責任が発生します。2008年に起きた事故では高校生に9,266万円、2013年に起きた事故では小学生に9,521万円の賠償金を支払わせる判決が出ました。もちろん親に対して支払ってほしいということで出たんですけど、9,000万円以上ですね。ベトナム人にとっては多分こんな判決が出たら、自分が自転車に乗ってて、高齢者にぶつかってけがをさせたと。9,000万円以上払ってほしいという判決が出たら、多分だまされていると思うぐらいの金額だと思います。日本で1年間働いても200万円代の、特に技能実習生はルールを知らなかったためにもう人生が終わったと思うでしょう。1年間で200万円しか稼げないのに、9,000万円払ってほしいといわれるので。本来、自分としては、悪いと思ってなかったことをしてるわけで、そう思うのではないかなと。ちなみに、ベトナムの平均年収を調べたんですけど30万円なので、300年分の判決が出るということですね。交通ルール1つとっても、ベトナムでは、日本で見たらもうけんかしてるのではないかなというぐらいクラクションを鳴らしま

くってやってて、でも問題ないと。一方で、向こうから日本に来たら、ただ自転車に乗ってるだけなのに、自分としてはそんなに悪いことをしてるつもりはないのに、事故で9,000万円、300年分ぐらいの賠償金を請求されると。こんな交通ルール1つとってもこれだけの違いがあるのですから、生活やその他習慣の違いは膨大です。ただ、これを行政がしっかりと指導するように求めるには、行政だけに対してこれを求めるには、明らかに限界があると思います。次の質問にも関連しますが、国際交流協会を含め、各種団体や地域住民に理解と協力を積極的に求めて、一緒に環境づくりを進めてほしいと思います。

次の質問に行きます。

日本での生活経験が浅いまたは日本語の理解が十分でない外国人は、防災意識も低くなりがちなのもあり、災害時には災害弱者であります。災害時に日本人は助かり、外国人だけ被害に遭うということは絶対にあってはなりません。本町国際交流協会と連携することで、避難及び防災の意識を日本人と同等に持ってもらうことで、被害を最小限に抑えることが可能と考えます。本協会の取り組みを対象者・家族への情報提供することや、本協会と行政が本町在住の外国人の情報共有をする考えはありませんか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 本町に在住・在勤の外国人に対します防災情報等の提供につきましては、言語なり文化、習慣等の違いなどから、町単独でそういった対応を全て行うというのはなかなか困難であるというふうに考えますけども、さまざまな外国の方々と交流の深い町の国際交流協会のご協力をいただいて、連携をしていけば、防災に対する意識の醸成なり安心・安全につながる取り組みができるのではないかなというふうに考えております。

外国人の方々の情報共有につきましては、できる範囲で、対応を行ってまいりたいというふうにも考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） 先ほどから町長のほうから国際交流協会という言葉がいろいろ出てくるんですけど、国際交流協会というのが、僕も理事をやらせていただけてるんですけど、いろいろな活動をしています。本当にボランティアでみんないろいろやってるんですけど、その中に日本語教室というのがあります。週1回ほぼマンツーマン、1対2か1対1でボランティアで日本語を教えるんですけど、年々人数が増えてきて、教える方が足りなくなっているぐらい大人気の教室です。そこでは、言葉を教えるだけではなくて、会話を教えるだけではなくて、京都市国際交流協会の職員さんに来てもらって、優しい外国人防災として、災害時の動き方を教えたり、南丹署に来たもらって自転車のルールを教えたりしています。優し

い外国人防災で僕も最初わからなかったんですけど、日本人だったら普通に読んでわかるようなことを、外国人が読んだらわからないだろうなと思って、実は、僕、この会に参加する前は同じようなことをやってたかもしれないなというのがあります。例えばなんですけど、豪雨の際は、例えばですよ。そんなことになってないですけど、中央公民館に避難してください。これ、普通に文章で書かれてたら、日本人は当たり前のようにわかります。ただ、外国人がわからないからといって、こういう意識が広まる前にどうなってたかというのと、全部平仮名にして出してたらしいです。ちょっと想像してみてもらったらいんですけど、後で書いてもらったらもっとわかるかなと思うんですけど、「ごううのさいは、ちゅうおうこうみんかんにひなんしてください」。僕ら避難とかって漢字を見るから、ああこうだなとすぐ頭に入ってくるんですけど、これをぱっと見て外国人がもっとわかりづらいものを読んでやってたというふうに聞きました。豪雨の際というのを、たくさん雨が降って川があふれたときには、中央公民館、ここはちゃんと漢字で書いて、に逃げてくださいとか、そんなふう書き直さなければいけないと。だから、全部外国人に説明するときに、何でもかんでも漢字を平仮名に直したりとか、そういうふうにしてた自治体が普通に今まであったようです。僕らもそういうのを学びながら、外国人がわかりやすくしっかり避難できるようにというふうに取り組んでいます。

そんな中で、先ほど情報共有をできる範囲でしていただけるとありましたが、どこに外国人が住んでいるかを知らないとなかなか個別に取り組みません。逃げ遅れてるかもどうかもわかりません。具体的には、住んでるところを電子データでということが、今、個人情報漏えいの問題とかで無理かもしれませんが、必要であれば紙ベースの情報であったり、まず国際交流協会の役割を外国人一人一人にそれぞれ周知して、生活や会話などの相談でもできるということを周知していただくということで、日本人と同じように本町の町民として、本当に日本人と同じように安心・安全な生活を送ってもらうことにつなげられないか。もう一度伺います。できる限りというのを、どこに住んでるかというのを本人が、まず国際交流協会があると知った上で、情報提供をしていいよといった場合にしていただけるのかどうか、お願いします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） こうした形で外国人の防災も含めて支援ができる組織というのは、国際交流協会を置いてほかにないと思いますので、いろんな形で入ってこられると思いますけども、こういう活動をされている団体があるということでは案内をさせていただくようにしたいというふうには考えます。

○議長（篠塚信太郎君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） はい、ありがとうございます。

ぜひしていただきたいと思います。まず、国際交流協会があるということを知らない人たちがいっぱいいるし、名前は知っててもどんなことをしてるんだろうというのもあったりして、先ほど申し上げたように、言葉も教えてますし、大体会話ができるようになったら、別に国際交流協会に頼らなくても、周りの人に聞いたりできるんだけど、言葉がわからないからもうそれさえもできない。例えば、お母さん、お父さんでも、PTAにも行きにくくなったりとか、そんな問題も多分出てくるかなと思います。だから、災害だけではなくて、生活の相談、その他子どもの相談とかいろんな部分でしてるよというのが役に立ってもらったなというふうに思います。これ、ある一定、僕らがやっててわかるんですけど、その近くの外国人が国際交流協会を募って来てくれたときに、その周りの外国人にとってもすごく情報提供になることがあるので、できる範囲でやりたいとあったんですけど、よろしくお願いします。

京丹波町、何もできてないかというのと、全然そうではなくて、技能実習生で来てたある男の子がまた京丹波町に来たいと。今回の特定技能を使って来たいというので、でも、特定技能で来るからには、自給が高いところじゃないと、家族もできたし割に合わないよということを伝えたんですけど、京丹波町に来たいんだと。別に日本に来たいわけじゃないという感じで、すごくうれしいことを言ってくれてますし、京丹波町自体が、今、外国人が住みにくい町では多分ないと思うので、より一層取り組んでいただきたいなと思います。

それでは、次の質問に移ります。

地域おこし協力隊について質問いたします。

人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、意欲ある維持・強化を図る制度である「地域おこし協力隊」の本町での役割と今後の方針を問います。

国が創設した制度であります、その制度趣旨と内容、受け入れ自治体への補助金等の支援はどのようになっていますか。お願いします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 地域おこし協力隊でありますけども、都市地域に住所を有する方が、過疎地域等の条件不利地域等に生活拠点を移して、一定期間居住をしながら、地域ブランドや地名産品の開発なり販売、PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事等の「地域協力活動」を行いながら、定住・定着を図る取り組みということになっておりまして、隊員の

活動費につきましては、特別交付税のほうで措置がされるということとなっております。

○議長（篠塚信太郎君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） 過疎地対策ということで、制度趣旨があるわけですけど、国の補助金でということなんですけど、100%補助金だなと思ったほうが僕の内容の趣旨にもあっているんですけど、町として受け入れることで、お金的にマイナスになる部分というのがありますでしょうか。お願いします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 平成30年度の協力隊の経費の実績で申しますと、人件費が約1,250万円、活動費が804万円、起業に係る補助金というのは100万円で、合計、ちょっと端数がおかしいかもしれませんが、2,159万円になりまして、特別交付税の要望額としましては2,085万2,000円ということで、ほぼほぼ100%に近い額がカバーがされるのかなというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） それでは、来られた地域おこし協力隊の本町での受け入れと、その後の進路の状況をお願いします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 現在まで、当町におきましては、10名の地域おこし協力隊員を採用をしておきまして、現在につきましては、4名の隊員が町内で活動を行っておるところあります。

任期終了等により退職をしました6名のうち3名は町内に定住をして、町の嘱託職員としての採用でありましたり、起業などによりまして、引き続き地域で活躍をされておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） 本町における地域おこし協力隊を受け入れる目的と、取り組み当初から現在まで、成功、失敗というのはなかなか言いづらいでしょうけど、総括としてありましたらお願いします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 委嘱をしました隊員は、斬新な視点でありましたり熱意や行動力によりまして、地域の活性化などに取組むことはもとより、活動を通じて地元で馴染んでいただいて、生活等の基盤を固め、町内での就職なり起業等につなげていっていただきたいという

ことを望んでおるところでありますし、この制度を利用する目的もそこにあるというふうに考えております。

現在の総括としまして、3名の定住につながったということは、大きな成果であるというふうに考えておりますし、現役の協力隊員の方も含めて、彼らのネットワークを通じた関係人口の増加でありましたり、そういった取り組みで更なる効果が発揮をされるということを期待をしておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） 今、最後に、町長が言われた関係人口の増加という言葉はすごくうれしいと思います。議場で聞いたのが、僕は、梅原議員の答弁で初めて聞いたかなと思うんですけど、定住ってなかなか難しいなと。どんどん京丹波町としてしっかりとやっていけばいいかなと思うんですけど、ここに住んでここに住んでとお金を使うのがなかなか難しい時代に入ってきてる中で、定住していただける人、また定住しなくても、その人がいることで、またいたことで京丹波町に資産として残って、京丹波町にかかわってくれる人の人口が増加すると。これはすごくいいことだと思います。協力隊の1人が中央公民館でプレゼンをやったときに、この関係人口の増加というのを言ってもらって、これからそういうふうになっていけばいいなという中で、町長からその言葉が出るというのは、すごくうれしいです。

それでは、本町における隊員の待遇はどのようなものでしょうか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 「京丹波町嘱託職員に関する規程」に準じて処遇をしておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） 嘱託職員というのは、先ほど進路の中で、1名なのか2名なのか、嘱託職員になったという方がいるようなんですけど、これは隊員のときとなってからって全く待遇というのは変わらないものなんですか。お願いします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 変わりはないということであります。

○議長（篠塚信太郎君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） では、具体的に聞くんですけど、本町における隊員の待遇で、1カ月幾らとかはここと言えますか。

○議長（篠塚信太郎君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 地域おこし協力隊の募集要項に謳っておるんですけども、

基本賃金といたしましては、月額１６万３，２００円ということでございます。

あと、期末手当ですね。月額賃金の１．８カ月分、２年目からは２．５カ月分。また、通勤手当及び社会保険等々の内容を記載をしております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 北尾君。

○１３番（北尾 潤君） １６万３，２００円というのが安いと言ってしまうと、国会議員で問題になった発言と近くなってくるんですけど。嘱託職員で残って待遇変わらずにこのままずっといてもらうというのがなかなか難しいような気がするんですけど、その辺というのは町長どのように考えられていますか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） まず、先ほどの地域おこし協力隊としてのときの処遇でありますけども、先ほどお答えさせていただいた内容にプラス家賃の補助と通勤手段として車の助成があります。それから、その後、嘱託職員になった場合は、当然経験年数等によって昇給をしていくというようなことになっております。

○議長（篠塚信太郎君） 北尾君。

○１３番（北尾 潤君） ごめんなさい。また細かいんですけど、隊員のときには家賃と車の補助があって、隊員が終わって卒業をしてこっちに移住しようと決めて嘱託職員になった場合は、これは家賃とか車の補助というのはなくなるんですか。

○議長（篠塚信太郎君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 一般の嘱託職員になりますと、そういった地域おこし協力隊とは異なりますので、通常の一一般の手当てということになります。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 北尾君。

○１３番（北尾 潤君） 余り１個１個細かくしてもしようがないかなと思うんですけど、今聞いた限り、隊員のときのほうが待遇がいいような感じがするんですけど、もし本町にこのままいてもらいたいなど。今いる人だけではなくて、今後もこういう形で残ってもらおうと思った場合に、もう少し考えないと、昇給もそんなにぐっと上がるわけではないですし、あとでまた言おうと思うんですけど、ある一定経験を積んだ人が来るケースが多いので、余り待遇面でよくないと残らないのではないかなと。地域おこし協力隊の隊員としゃべったときに、「いや、もう、そんなのわかってるから、全然いいよ」と言ってる方もいらっしゃるんですけど、これは別に何十年もある制度でもないもので、町も手探りというか、そのときそのとき

にしっかり考えながら、変えるものは変えていくということで対応をしていただきたいなというふうに思います。

先ほどちょっとあったんですけど、現在の協力隊の募集要項、全部というのは難しいですけど、内容をお願いします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 先ほど答弁の中でありましたように、現時点では募集は行っておりませんので、公表している要項というのはないわけでありますけども、基本的には募集要項の中には、「募集の趣旨」でありましたり、「配属先」でありましたり、「活動の概要」、それから年齢等の要件を定めて募集をするということでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） 募集されてないということなんですけど、卒業をしていった卒業生の進路について、町としてどのような思いを持っていますか。お願いします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 卒業してもらって3名の方は町外に出ていかれたということで、町内に残っていただいている方は、町の嘱託職員として活動をいただいている方と。それから、狩猟の関係で独立して生計をされている方と。それから、今年から地域商社ということで、そういったことに取り組んでいただく、それも起業をしていただくというようなことで考えてもらっております。

先ほど議員もおっしゃったように、そういった要項で金額等も明示をして来ていただいておりますけども、ある意味いろんなことで人生をかけたいというようなことで来ていただいているという部分もありますので、できるだけその後の起業でありましたり、生計が立つような方法で行けるように、そういう意味で、終わったときに起業に係る補助金100万円もさせていただいて、それでいろんな支援もしながら、町内に住んでいただけるということをやっていく必要があるのかなというふうに思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） 総括の部分でも大きな成果であったとありまして、あと今の答弁を聞いていても、町としては前向きにサポートしていきたいものだとあるんですけど、でも募集はしてないということなので、その辺どう考えてるのかなという思いがあります。

まちづくりにおいて町として今後この制度の活用をどのように考えていますか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 町の活性化施策の推進に必要となります人材の確保なり移住・定住対

策の手段としても、引き続き活用は図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） 20代から50代ぐらいの、50代というのもこの町では若手に入
ると思うんですけど、働き盛りの。国のお金で本町に来てくれます。町長からあったように、
ほぼ国のお金。町としては幾らかと考えなくていいぐらい持ち出しがないということです。
うまく行ったら移住してくれます。これ、ただ、人口が何人増えましたというだけではない
と思うんですよ。働く場所がないのか、生活のスタイルの変化とか、社会構造そのものの変
化なのか、若い人たちが本町を出ていき帰ってこないということが少子高齢化の大きな要因
になっています。これ、議論はすることないと思います。でも、彼ら、彼女たちは、まず本
町に住みたいとって強い思いを持ってきてくれます。千何十自治体かな。これやってるん
ですけど、その中で本町は1000分の1で選んでくれてきてます。中には、通りかかった
ときにインスピレーションで決めたんだという子もいましたけど、とりあえずここに住みた
いと思ってきてくれる若い人たちです。実は、話してみてもびっくりしてうれしかったので
すが、その知識や経験、バイタリティーが本当にすごいです。先ほど町長からありましたよう
に、地域商社をつくって全国に本町の特産品を売り込みますという若い人はこの町にいたか
なと。映像技術を持ってきて、本町に入ってきて、活発に仕事に取り組んで、この方知名度
で言うと、1万3,447人の町民の中で、町長の次ぐらいに知名度があるのではないかな
と。毎日テレビに出てて、僕のことを知らなくても、彼女を知っていたりとかそんな感じで、
隣にいてうらやましいぐらいみんなこの人のことを知ってます。

また、外資系出身者で、各地を飛び回って、自分の人脈をつくって、隊員に就任してから
半年で本町の農家と東京のレストランを結びつけた方もいます。

あと、先ほど出ていかれた人の1人だと思うんですけど、隣の福知山市に行ってしまいま
したが、先日も行われた福知山市議会選挙において断トツトップ当選。その人材も本町の協
力隊出身です。

こういう人たちが国費で、しかも望んで本町に入ってきてくれます。何で募集を止めて
るのでしょうか。お願いします。

○議長（篠塚信太郎君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 地域おこし協力隊の募集につきましては、止めているとい
うことではなくて、定期においてそれを必要とする担当課とそれを取りまとめる企画財政課と
の調整によりまして、そういった要請といいますか、ある都度に対応をさせていただいてる

ということございまして、全く止めているということではなくて、今の時点ではないというふうにご理解をいただきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） 今の課長の答弁ですと、では、町長の方針としては、別にもう入れないとか止めてるということではないんですね。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） いわゆる地域おこし協力隊でありますので、今、趣旨等のところではありましたとおり、ある一定の目的があって入れるものでありまして、その目的がない中で国費で補填される方ということで、採用だけをして町の職員の補完的なことに使うというようなことはあってはならないというふうに思ってますので、そういう点も含めてしっかりと運用をして、そういうものに該当するような人材募集があれば、積極的に募集もしていきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） 目的ってないものなのかと思ってしまいますね。人材不足、人材不足と言いながら人が足りてない。もし、町長にこんなことしたいというビジョンがあって、そのためにはこういう施策をするんだとあったら、もうそれこそ人手が足りないぐらい目的なんてあるのではないかなと思うんですけど、僕、以前から申し上げてるように、町長の仕事はそんな細かいことまで把握する必要はないと思います。町をどうしていきたいかというビジョンを示すと。例えば、ここにいる二十何人の管理職の人にそれぞれ町長って何したいんだろうと。どういうことを思ってますかと聞いたときに、ばらばらだったりしたら、多分、このまま京丹波町何も進まず終わるかなという気持ちがします。町長がこの二十何人の職員、特に管理職に京丹波町をこうしたいんだとあって、その管理職が自分がその課のトップなわけですから、それで進んでいくと。どんな施策をやるんだとかその辺を町長はどのようにしたいんだというのをわからせることが大事かなというふうに思います。その中で、やっぱり町長もそうだし、町民のほとんどがみんな少子高齢化、人口減少という問題に関して、どういうふうにすればいいかというのをすごく今模索しているところだと思います。その1つの有効な施策というのが、この地域おこし協力隊かなと僕は思ってます。本当に人手足りない。やることいっぱいあるという町のほうが絶対に伸びるわけで、入れるあれがないんですよと言ってるのはちょっとまずいかなと思います。でも、そんな捨てた町じゃないかなと思うのが、先ほどの1回帰ったベトナム人がこの町に来たいんだという町である。あと、地域おこし協力隊が今全部で10人来てくれたんですね。10人の若い人たちがこの町を選んでくれた。

そういう町だと思うので、あと２年半町長ありますし、できたらわかりやすいビジョンを示していただいて、元気な町をつくっていただきたいなと思います。

質問を終わります。

○議長（篠塚信太郎君） これで、北尾 潤君の一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

よって、本日はこれをもって散会します。

次の本会議は、１８日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

ご苦労さまでした。

散会 午後 １時５８分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 篠塚 信太郎

〃 署名議員 山 田 均

〃 署名議員 山 下 靖 夫